

## 第3部第4章 安全で良好な生活環境の確保 2 水環境の保全

▼表 3-4-2-1 人の健康の保護に係る環境基準

【環境対策課】

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
		1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性・亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は、「要監視項目」より、平成11年2月移行された。

4 1,4-ジオキサンは、「要監視項目」より、平成21年11月移行された。

5 カドミウムは平成23年10月から基準値が0.01から0.003に変更された。

6 トリクロロエチレンは平成26年11月から基準値が0.03から0.01に変更された。

▼表 3-4-2-2 生活環境の保全に関する環境基準（河川・湖沼・海域）

【環境対策課】

〈河川〉

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考  
 1 基準値は日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)  
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)

(注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考  
 1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)  
 ※ニルフェノールは平成24年8月から基準に追加された。  
 ※LAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)は平成25年3月から基準に追加された。

（湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖））

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準は適用しない。

- (注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境の保全  
 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
 水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用  
 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考  
 1 基準値は、年間平均値とする。  
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。  
 3 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

- (注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)  
 3 水産1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 水産2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 水産3種:コイ、フナ等の水産生物用  
 4 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 以下	ノニルフェノール 以下	LAS 以下
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

※ノニルフェノールは平成24年8月から基準に追加された。

※LAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)は平成25年3月から基準に追加された。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考

1 基準値は、日間平均値とする。

2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のパンドン採水器を用いる。

※底層溶存酸素量は平成28年3月から基準に追加された。

(海域)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されない こと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

(注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考  
 1 基準値は、年間平均値とする。  
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全  
 2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

- ※ノニルフェノールは平成24年8月から基準に追加された。  
 ※LAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)は平成25年3月から基準に追加された。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考  
 1 基準値は、日間平均値とする。  
 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のパンドン採水器を用いる。  
 ※底層溶存酸素量は平成28年3月から基準に追加された。

▼表 3-4-2-3 要監視項目及び指針値

【環境対策課】

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	フェノブカルブ(BPMC)(注2)	0.03 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	クロルニトロフェン(CNP)(注1)	—
p-ジクロロベンゼン(注4)	0.2 mg/L以下	トルエン	0.6 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	キシレン	0.4 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L以下	ニッケル (注3)	—
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/L以下	ウラン	0.002 mg/L以下
クロロタロニル(TPN)(注2)	0.05 mg/L以下	モリブデン	0.07 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下	アンチモン (注4)	0.02 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
ジクロルボス(DDVP)(注2)	0.008 mg/L以下	全マンガン	0.2 mg/L以下

(注1) クロルニトロフェン(CNP)については、一日許容摂取量に基づいて0.005mg/L以下と設定されていたが、その後、胆のうがん発生との因果関係の有無が明らかとなるまでの間は、一日許容摂取量を設定しないこととされたので、同期間中は指針値は設定しないこととされた。

(注2) クロロタロニル、ジクロルボス、フェノブカルブについては、平成5年の指針値策定以降の知見を踏まえ指針値が変更された。(平成11年2月)

(注3) ニッケルについては、毒性評価が不確定であることから指針値が削除された。(平成11年2月)

(注4) p-ジクロロベンゼン及びアンチモンについては、新たな知見を踏まえ指針値が変更された。(平成16年3月)

▼表 3-4-2-4 水生生物保全要監視項目の水域類型及び指針値

【環境対策課】

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L以下
		生物特A	0.006mg/L以下
		生物B	3mg/L以下
		生物特B	3mg/L以下
	海域	生物A	0.8mg/L以下
		生物特A	0.8mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下
		生物B	0.08mg/L以下
		生物特B	0.01mg/L以下
	海域	生物A	2mg/L以下
		生物特A	0.2mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/L以下
		生物特A	1mg/L以下
		生物B	1mg/L以下
		生物特B	1mg/L以下
	海域	生物A	0.3mg/L以下
		生物特A	0.03mg/L以下
4- <i>t</i> -オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001mg/L以下
		生物特A	0.0007mg/L以下
		生物B	0.004mg/L以下
		生物特B	0.003mg/L以下
	海域	生物A	0.0009mg/L以下
		生物特A	0.0004mg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02mg/L以下
		生物特A	0.02mg/L以下
		生物B	0.02mg/L以下
		生物特B	0.02mg/L以下
	海域	生物A	0.1mg/L以下
		生物特A	0.1mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03mg/L以下
		生物特A	0.003mg/L以下
		生物B	0.03mg/L以下
		生物特B	0.02mg/L以下
	海域	生物A	0.02mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下

4-*t*-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノールは平成25年3月から指針値に追加された。

▼表 3-4-2-5 公共用水域における農薬の水質評価指針

【環境対策課】

農薬名	評価指針値 (mg/L)	種類	農薬名	評価指針値 (mg/L)	種類
イプロジオン	0.3以下	殺菌剤	フルトラニル	0.2以下	殺菌剤
イミダクロプリド	0.2以下	殺虫剤	ブタミホス	0.004以下	除草剤
エスプロカルブ	0.01以下	除草剤	ブプロフェジン	0.01以下	殺虫剤
エディフェンホス (EDDP)	0.006以下	殺菌剤	ブロモブチド	0.04以下	除草剤
エトフェンプロックス	0.08以下	殺虫剤	プレチラクロール	0.04以下	除草剤
カルバリル (NAC)	0.05以下	殺虫剤	プロベナゾール	0.05以下	殺菌剤
クロルピリホス	0.03以下	殺虫剤	ベンスリド (SAP)	0.1以下	除草剤
ジクロフェンチオン (ECP)	0.006以下	殺虫剤	ペンシクロン	0.04以下	殺菌剤
シメリン	0.06以下	除草剤	ペンディメタリン	0.1以下	除草剤
トリクロルホン	0.03以下	殺虫剤	マラチオン (マラソン)	0.01以下	殺虫剤
トリシクラゾール	0.1以下	殺菌剤	メフェナセット	0.009以下	除草剤
トルクロホスメチル	0.2以下	殺菌剤	メプロニル	0.1以下	殺菌剤
ピリダフェンチオン	0.002以下	殺虫剤	モリネート	0.005以下	除草剤
フサライド	0.1以下	殺菌剤			



▼表 3-4-2-6 地下水の水質汚濁に係る環境基準

【環境対策課】

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

▼表 3-4-2-7 底質の暫定除去基準

【環境対策課】

項 目	基 準 値	
	河川・湖沼	海 域
P C B	10mg/kg	10mg/kg
水 銀	25mg/kg	「底質の暫定除去基準について」(昭和50年10月28日(最終改定平成24年8月8日)) 環境庁水質保全局長通知)に定める基準値に該当しないこと

▼表 3-4-2-8 農業（水稻）用水基準

【農産環境課・環境対策課】

「農業（水稻）用水基準」は、農林水産省が昭和44年春から約1か年間、汚濁物質別について「水稻」に被害を与えない限度濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた基準で、法的効力はないが、水稻の正常な生育のために望ましい灌漑用水の指標として利用されている。

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
(1) pH(水素イオン濃度)	6.0～7.5	(5) T-N(全窒素濃度)	1mg/L以下
(2) COD(化学的酸素要求量)	6 mg/L以下	(6) 電気伝導度(塩類濃度)	0.3 mS/cm以下
(3) SS(浮遊物質)	100mg/L以下	(7) 重金属 As(ヒ素) Zn(亜鉛) Cu(銅)	0.05mg/L以下
(4) DO(溶存酸素)	5 mg/L以上		0.5 mg/L以下
			0.02mg/L以下

【参考】

窒素については、東京都農業試験場が窒素濃度と水稻生育収量との関係を、またCODについては、愛知県農業試験場がCODと水稻被害率の関係について、それぞれ以下に示すものを報告している。

■用水の窒素濃度と水稻生育収量の関係

T-N	生育収量への影響
1mg/L以下	まったくなし
1～3mg/L	やや過繁茂
3～5 mg/L	過繁茂、ときに収量減
5～10 mg/L	収量減
10 mg/L以上	収量激減

(東京都農業試験場 1967年)

■CODと水稻被害率との関係

COD	被害率(%)
5.6 mg/L以下	0
5.6～8.2 mg/L	0～5
8.2～15.0 mg/L	5～10
15.0～20.0 mg/L	10～12

(愛知県農業試験場 1964年)

▼表 3-4-2-9 水産用水基準

【水産業基盤整備課】

水産用水基準 [(公社)日本水産資源保護協会(2018年版)]			
項目	基準値		
	河川	湖沼	海域
有機物 (BOD)	自然繁殖条件:3mg/L以下 ただし、サケ・マス・アユ:2mg/L以下 成育の条件:5mg/L以下 ただし、サケ・マス・アユ:3mg/L以下	—	—
有機物 (COD)	—	自然繁殖条件:4mg/L以下 ただし、サケ・マス・アユ:2mg/L以下 成育の条件:5mg/L以下 ただし、サケ・マス・アユ:3mg/L以下	一般海域・ノリ養殖場や閉鎖性内湾の沿岸域:一時保留
全窒素	—	コイ・フナ:1.0mg/L以下 ワカサギ:0.6mg/L以下 サケ科・アユ科:0.2mg/L以下	水産1種0.3mg/L以下 水産2種0.6mg/L以下、0.3mg/Lを超える 水産3種1.0mg/L以下、0.6mg/Lを超える ノリ養殖の最低必要栄養塩濃度: 0.07~0.1(無機態窒素)mg/L ワカメ養殖の最低必要栄養塩濃度: 0.028(無機態窒素)mg/L
全リン	—	コイ・フナ:0.1mg/L以下 ワカサギ:0.05mg/L以下 サケ科・アユ科:0.01mg/L以下	水産1種0.03mg/L以下 水産2種0.05mg/L以下、0.03mg/Lを超える 水産3種0.09mg/L以下、0.05mg/Lを超える ノリ養殖の最低必要栄養塩濃度:0.007 ~0.014(無機態リン)mg/L
DO	一般:6mg/L以上 サケ・マス・アユ:7mg/L以上	一般:6mg/L以上 サケ・マス・アユ:7mg/L以上	一般:6mg/L以上 内湾漁場の夏季底層において最低限 維持4.3mg/L(3mL/L)
pH	6.7~7.5 生息する生物に悪影響を及ぼすほどpHの急激な変化がないこと	6.7~7.5	7.8~8.4
SS	25mg/L以下(人為的に加えられる懸濁物質は5mg/L以下) 忌避行動などの反応を起こさせる原因とならないこと。 日光の透過を妨げ、水生植物の繁殖、成長に影響を及ぼさないこと。	サケ・マス・アユ:1.4mg/L以下(透明度4.5m以上) 温水性魚類:3.0mg/L以下(透明度1.0m以上)	人為的に加えられる懸濁物質は2mg/L以下 海藻類の繁殖に適した水深において、必要な照度が保持され、その繁殖と成長に影響を及ぼさないこと。
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。		
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温変化がないこと。		
大腸菌群数	100mLあたり1,000MPN以下であること。ただし、生食用のカキを飼育するためには100mLあたり70MPN以下であること。		
油分	水中には油分が検出されないこと。水面に油膜が認められないこと。		
有害物質	有害物質の基準値は別表に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
底質	河川及び湖沼では、有機物などによる汚泥床、みずわたなどの発生をおこさないこと。 海域では乾泥としてCODOH(アルカリ性法)20mg/g乾泥以下、硫化物は0.2mg/g乾泥以下、ノルマルヘキササン抽出物0.1%以下であること。 微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められた溶出試験により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、基準値の10倍を下回ること。ただしカドミウム、PCBについては溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限値を下回ること。 ダイオキシン類の濃度は150pgTEQ/gを下回ること。		

**【第3部第4章 安全で良好な生活環境の確保 2 水環境の保全】**

水産用水基準(人の健康の保護に関する環境基準に定められている有害物質の基準値)		
〔(公社)日本水産資源保護協会、(2018年版)〕		
項 目	水 産 用 水 基 準[mg/L]	
	淡 水 域	海 域
カドミウム	0.003	0.003
全シアン	0.005	0.001
鉛	0.003	0.003
六価クロム	0.0002	0.01
砒素	0.01	0.01
総水銀	0.0002	0.0001
アルキル水銀	検出されないこと	0.001
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02	0.02
四塩化炭素	0.002	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.004
シス=1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.02
1,1,1-トリクロロエタン	0.5	0.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.006
トリクロロエチレン	0.03	0.03
テトラクロロエチレン	0.01	0.002
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.002
チウラム	0.006	-
シマジン	0.003	-
チオベンカルブ	0.001	0.02
ベンゼン	0.01	0.01
セレン	0.002	0.01
硝酸態窒素	9	7
亜硝酸態窒素	0.03	0.06
ふっ素	0.8	1.4
ほう素	1	4.5

注：-は基準値が設定されていない。

水産用水基準(生活環境の保全に関する環境基準に定められている有害物質の基準値)		
〔(公社)日本水産資源保護協会、(2018年版)〕		
項 目	水 産 用 水 基 準[mg/L]	
	淡 水 域	海 域
亜鉛	検出されないこと	検出されないこと

水産用水基準(要監視項目として定められている有害物質の基準値)		
〔(公社)日本水産資源保護協会、(2018年版)〕		
項 目	水 産 用 水 基 準[mg/L]	
	淡 水 域	海 域
クロホルム	0.05	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04
1,2-ジクロロプロパン	0.06	0.06
p-ジクロロベンゼン	0.1	0.07
イソキサチオン	0.008	0.008
ダイアジノン	検出されないこと	検出されないこと
フェニトロチオン(MEP)	検出されないこと	検出されないこと
イソプロチオラン	0.04	0.04
オキシ銅	0.006	-
クロタロニル(TPN)	0.001	0.002
プロピザミド	0.008	-
EPN	検出されないこと	検出されないこと
ジクロボス(DDVP)	検出されないこと	検出されないこと
フェノバルブ(BPMC)	検出されないこと	0.003
イソペンホス(IPP)	検出されないこと	0.008
クロルニトロフェン(CNP)	0.0009	0.08
トルエン	0.6	0.3
キシレン	0.4	-
フタル酸ジエチルヘキシル	0.001	0.06
ニッケル	0.004	0.007
モリブデン	0.07	0.07
アンチモン	0.008	0.4
マンガン	0.2	0.2

注：-は基準値が設定されていない。

水産用水基準(ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準)		
〔(公社)日本水産資源保護協会、(2018年版)〕		
項 目	水 産 用 水 基 準[pgTEQ/L]	
	淡 水 域	海 域
ダイオキシン類	1	1

水産用水基準(基準値、指針値が定められていない有害物質の基準値)		
〔(公社)日本水産資源保護協会、(2018年版)〕		
項 目	水 産 用 水 基 準[mg/L]	
	淡 水 域	海 域
アンモニア態窒素	0.01	0.03
残留塩素(残留オキシダント)	検出されないこと	検出されないこと
硫化水素	検出されないこと	検出されないこと
銅	0.0009	検出されないこと
アルミニウム	検出されないこと	0.1
鉄	0.09	0.2
陰イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
非イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
ベンジ(a)ピレン	検出されないこと	0.00001
トリブチルスズ化合物	0.000007	0.000002
トリフェニルスズ化合物	-	検出されないこと
フェノール類	0.008	0.2
ホルムアルデヒド	0.5	0.04

注：-は基準値が設定されていない。

▼表 3-4-2-10 水浴場の水質判定基準

【環境対策課】

区 分	ふん便性大腸菌群数	油 膜 の 有 無	C O D	透 明 度	
適	水質AA	不検出(2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下(湖沼3mg/L以下)	全透(水深1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下(湖沼3mg/L以下)	全透(水深1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満～50cm以上
	水質C	1000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満～50cm以上
不 適	1000個/100mL超	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満	

▼表 3-4-2-11 排水基準を定める省令（有害物質）

【環境対策課】

一 律 排 水 基 準		許 容 限 度	地下浸透基準
種 類 又 は 項 目			
カドミウム及びその化合物		0.03	0.001
シアン化合物		1	0.1
有機りん化合物		1	0.1
鉛及びその化合物		0.1	0.005
六価クロム化合物		0.5	0.04
砒素及びその化合物		0.1	0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005	0.0005
アルキル水銀化合物		検出されないこと	0.0005
PCB		0.003	0.0005
トリクロロエチレン		0.1	0.002
テトラクロロエチレン		0.1	0.0005
ジクロロメタン		0.2	0.002
四塩化炭素		0.02	0.0002
1, 2-ジクロロエタン		0.04	0.0004
1, 1-ジクロロエチレン		1	0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4	0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン		3	0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.06	0.0006
1, 3-ジクロロプロペン		0.02	0.0002
チウラム		0.06	0.0006
シマジン		0.03	0.0003
チオベンカルブ		0.2	0.002
ベンゼン		0.1	0.001
セレン及びその化合物		0.1	0.002
ほう素及びその化合物	海域	230	0.2
	その他	10	0.2
ふっ素及びその化合物	海域	15	0.2
	その他	8	0.2
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの。亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）		100	アンモニア性窒素：0.7 亜硝酸性窒素：0.2 硝酸性窒素：0.2
1, 4-ジオキサン		0.5	0.005

備考1 単位は全てmg/Lである

2 温泉を利用する旅館業については、一部項目について適用除外

3 地下浸透基準は、法施行規則第6条の2に定める「地下浸透水が有害物質を含むもの」としての要件

▼表 3-4-2-12 排水基準を定める省令（一般項目）

【環境対策課】

一 律 排 水 基 準		
種 類 又 は 項 目		許 容 限 度
水素イオン濃度pH	海域	5.0～9.0
	その他	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量BOD		160(日間平均120)
化学的酸素要求量COD		160(日間平均120)
浮遊物質SS		200(日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (油分)	鉱油含有量	5
	動植物油脂類含有量	30
フェノール類含有量		5
銅含有量Cu		3
亜鉛含有量Zn		2
溶解性鉄含有量Fe		10
溶解性マンガン含有量Mn		10
クロム含有量Cr		2
大腸菌群数MPN		日平均3,000個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量T-N		120(日間平均60)
燐含有量T-P		16(日間平均 8)

備考1 単位は、pH・大腸菌群数を除き、全てmg/Lである。

- 2 一般項目の排出基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 3 生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 4 温泉を利用する旅館業については、一部項目について適用除外。
- 5 窒素含有量・燐含有量の基準は、環境庁長官が定める湖沼、海域及びこれに流入する河川に排出される排水について適用する。
- 6 上乗せ排水基準は水域毎・項目毎に表3-4-2-13のとおり。



▼表 3-4-2-13 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく特別排水基準

【環境対策課】

区 域	特 定 事 業 場	項 目 及 び 許 容 限 度									適 用 出 量 排 水 ( m <sup>3</sup> / 日 )	
		生物化学的 酸素要求量 (mg / L)		化学的酸素 要求量 (mg / L)		浮遊物質 質量 (mg / L)		ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量 (mg / L)		大腸菌 群数 (個 / cm <sup>3</sup> )		
		日間 平均	最 大	日間 平均	最 大	日間 平均	最 大	最 大	最 大			日 間 平 均
松島湾	下水道 整備区域	鉄鋼業又は金属製品製造業 に係るもの	20	30	20	30	20	30	2			10以上
		その他のもの	20	30	20	30	70	90		10		
	その他 の地域	食品製造業(水産食品製 造業及び魚粉飼料製造業を除 く)に係るもの	80	100	80	100	70	90				
		水産食品製造業及び魚粉 飼料製造業に係るもの			100	130						
		死亡獣畜取扱業又はと畜業に 係るもの	60	80	60	80						
		し尿処理施設に係るもの	30									
		鉄鋼業又は金属製品製造業 に係るもの	20	30	20	30	20	30	2			
		砕石業、砂利採取業、旅館業 若しくは飲食店に係るもの又 は科学技術に関する研究等 を行うもの										
その他のもの	20	30	20	30	70	90		10				
阿武隈川	食品製造業に係るもの	60	80			70	90				30以上	
	死亡獣畜取扱業又はと畜業に 係るもの	60	80									
	し尿処理施設に係るもの	30										
	砕石業、砂利採取業、旅館業 若しくは飲食店に係るもの又 は科学技術に関する研究等 を行うもの											
	その他のもの	30	40			70	90		10			
仙台 市内 水域	下水道 整備区域	全特定事業場	20	30			70	90			25以上	
	その他 の地域	全特定事業場	100	130								
石巻地先海域	パルプ・紙又は紙加工品の製 造業に係るもの					100	130				50以上	
二の倉地先海域	パルプ・紙又は紙加工品の製 造業に係るもの					100	130				50以上	
気仙沼湾	全特定事業場										10以上	
万石浦	全特定事業場										10以上	

▼表 3-4-2-14 公共用水域水質測定結果検体別総括表（健康項目）

【環境対策課】

測定項目		Cd	CN	Pb	Cr <sup>6+</sup>	As	T-Hg	R-Hg	PCB	DCM	CCH <sub>4</sub>	1,2-DCE	1,1-DCE	G-1,2-DCE	1,1,1-TCE	
河川	29年 調査対象検体数(E)	208	160	310	160	388	162	28	53	95	95	95	95	95	95	
	29年 環境基準を達成していない検体数(F)	8	0	7	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	割合(F/E) (%)	25年	4	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		26年	1	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		27年	6	0	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		28年	4	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29年		4	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
湖沼	29年 調査対象検体数(E)	37	38	38	38	41	37	9	18	23	23	23	23	23	23	
	29年 環境基準を達成していない検体数(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	割合(F/E) (%)	25年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		26年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		27年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		28年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
海域	29年 調査対象検体数(E)	56	56	56	56	56	56	14	30	55	55	55	55	55	55	
	29年 環境基準を達成していない検体数(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	割合(F/E) (%)	25年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		26年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		27年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		28年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) Cd: カドミウム、CN: 全シアン、Pb: 鉛、Cr<sup>6+</sup>: 六価クロム、As: 砒素、T-Hg: 総水銀、R-Hg: アルキル水銀、PCB: ポリ塩化ビフェニル、DCM: ジクロロメタン  
 CCl<sub>4</sub>: 四塩化炭素、1,2-DCE: 1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE: 1,1-ジクロロエチレン、C-1,2-DCE: シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-TCE: 1,1,1-トリクロロエタン

測定項目		1,1,2-TCE	TCE	PCE	1,3-DCP	TMTD	CAT	TBC	C <sub>6</sub> H <sub>6</sub>	Se	NO <sub>3</sub> -N NO <sub>2</sub> -N	F	B	C <sub>4</sub> H <sub>8</sub> O <sub>2</sub>	合計	
河川	29年 調査対象検体数(E)	95	95	95	95	95	95	95	95	148	813	208	156	164	4288	
	29年 環境基準を達成していない検体数(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	1	0	50	
	割合(F/E) (%)	25年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1	0	1
		26年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1	0	1
		27年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	2	0	1
		28年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	1	0	1
29年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1	0	1	
湖沼	29年 調査対象検体数(E)	23	23	23	23	24	23	24	23	23	266	38	38	54	999	
	29年 環境基準を達成していない検体数(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	割合(F/E) (%)	25年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		26年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		27年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		28年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
海域	29年 調査対象検体数(E)	55	55	55	55	55	55	55	55	55	356	—	—	123	1684	
	29年 環境基準を達成していない検体数(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	
	割合(F/E) (%)	25年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	0	0
		26年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	0	0
		27年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	0	0
		28年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	0	0
29年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	0	0	

(注) 1,1,2-TCE: 1,1,2-トリクロロエタン、TCE: トリクロロエチレン、PCE: テトラクロロエチレン、1,3-DCP: 1,3-ジクロロプロペン、TMTD: チウラム  
 CAT: シマジン、TBC: チオベンカルブ、C<sub>6</sub>H<sub>6</sub>: ベンゼン、Se: セレン、NO<sub>3</sub>-N、NO<sub>2</sub>-N: 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、F: ふっ素、B: ほう素、C<sub>4</sub>H<sub>8</sub>O<sub>2</sub>: 1,4-ジオキサン  
 ふっ素、ほう素の環境基準については、海域には適用されない。









▼表 3-4-2-16 地下水水質測定結果（平成 29 年度）

【環境対策課】

(1)概況調査

概況調査地区名		地点数	検出（うち超過）井戸件数							超過最大値 (単位:mg/L)
			Pb	As	TCE	PCE	NO <sub>3</sub> -N NO <sub>2</sub> -N	F	B	
仙台市	青葉区	4	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	1 (0)	
	宮城野区	5	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (2)	2 (0)	5 (0)	NO3,2-N:35
	若林区	5	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (0)	2 (0)	5 (0)	
	太白区	8	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (0)	1 (0)	5 (0)	
	泉区	7	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (1)	0 (0)	3 (0)	NO3,2-N:11
蔵王町	平沢	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	
角田市	島田	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	
多賀城市	新田	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (0)	NO3,2-N:22
大郷町	東成田	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	
岩沼市	中央	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	
名取市	下増田	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	
色麻町	小栗山	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	
女川町	浦宿	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	
気仙沼市	本吉	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	
合計		38	1 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	36 (4)	13 (0)	24 (0)	

(注)Pb:鉛、As:砒素、TCE:トリクロロエチレン、PCE:テトラクロロエチレン、NO<sub>3</sub>-N、NO<sub>2</sub>-N:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、F:ふっ素、B:ほう素

(2)継続監視調査

継続監視調査地区名		地点数	検出（うち超過）井戸件数													超過最大値 (単位:mg/L)	
			Cd	CN	Pb	Cr <sup>6+</sup>	As	T-Hg	R-Hg	PCB	DCM	CCl <sub>4</sub>	1,2-DCA	1,1-DCE	1,2-DCE		1,1,1-TCE
仙台市	青葉区	3				1 (1)											As:0.013
	宮城野区	6			0 (0)		3 (2)						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	As:0.019
	若林区	5					3 (3)						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	As:0.027
	太白区	2								1 (1)							PCB:0.0066
	泉区	8					2 (2)										As:0.018
角田市	佐倉	1				1 (1)											As:0.10
大崎市	古川福浦	1				1 (1)											As:0.070
	古川大宮	1				1 (1)											As:0.052
栗原市	若柳	1															
	築館	3										0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)		
	志波姫堀口	2										0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
気仙沼市	唐桑	1				1 (1)											As:0.014
名取市	下増田	1															
蔵王町	円田	1															
七ヶ浜町	吉田浜	1															
大和町	吉岡	4										0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)		
	鶴巢大平	2					2 (1)										As:0.021
合計		43	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	15 (13)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	

(注)Cd:カドミウム、CN:全シアン、Pb:鉛、Cr<sup>6+</sup>:六価クロム、As:砒素、T-Hg:総水銀、R-Hg:アルキル水銀、PCB:ポリ塩化ビフェニル、DCM:ジクロロメタン、CCl<sub>4</sub>:四塩化炭素、1,2-DCA:1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE:1,1-ジクロロエチレン、1,2-DCE:1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-TCE:1,1,1-トリクロロエタン

【第3部第4章 安全で良好な生活環境の確保 2 水環境の保全】

継続監視調査地区名	地点数	検出(うち超過)井戸件数													超過最大値 (単位:mg/L)			
		1,1,2-TOE	TCE	PCE	1,3-DCP	TMTD	CAT	TBC	C6H6	Se	NO3-N NO2-N	F	B	C4H8O2		VCM		
仙台市	青葉区	3	0(0)	0(0)	1(0)								1(0)				0(0)	
	宮城野区	6	0(0)	0(0)	1(0)								1(0)				0(0)	
	若林区	5	0(0)	0(0)	2(1)												0(0)	PCE:0.013
	太白区	2											1(0)					
	泉区	8											5(2)	1(1)				NO3.2:19 F:1.2
角田市	佐倉	1																
大崎市	古川福浦	1																
	古川大宮	1																
栗原市	若柳	1											1(1)					NO2.3:19
	築館	3	0(0)	1(1)	3(3)										0(0)	0(0)		TCE:0.024 PCE:0.19
	志波姫堀口	2	0(0)	0(0)	2(0)										0(0)	0(0)		
気仙沼市	唐桑	1																
名取市	下増田	1											1(0)					
蔵王町	円田	1											1(1)					NO3.2:15
七ヶ浜町	吉田浜	1											1(1)					NO2.3:20
大和町	吉岡	4	0(0)	4(1)	3(2)										0(0)	0(0)		TCE:0.015 PCE:0.066
	鶴巣大平	2																
合計	43	0(0)	5(2)	12(6)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	12(5)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)		

(注)1,1,2-TCE:1,1,2-トリクロロエタン、TCE:トリクロロエチレン、PCE:テトラクロロエチレン、1,3-DCP:1,3-ジクロロプロペン、TMTD:チウラム、CAT:シマジン  
TBC:チオベンカルブ、C6H6:ベンゼン、Se:セレン、NO3-N、NO2-N:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、F:ふっ素、B:ほう素、C4H8O2:1,4-ジオキサン  
VCM:クロロエチレン(別名 塩化ビニルモノマー)

(3)汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸周辺地区調査地区名	地点数	検出(うち超過)井戸件数		超過最大値 (単位:mg/L)
		NO3-N NO2-N		
多賀城市 新田	5	5(2)		30
合計	5	5(2)		

(注)NO3-N、NO2-N:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

(4)再度汚染井戸周辺地区調査結果

汚染井戸周辺地区調査地区名	地点数	検出(うち超過)井戸件数										超過最大値 (単位:mg/L)
		As	NO3-N NO2-N	1,2-DCA	1,1-DCE	1,2-DCE	1,1,1-TCE	1,1,2-TCE	TCE	PCE	VCM	
合計	0	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	

(注)As:砒素、NO3-N、NO2-N:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,2-DCA:1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE:1,1-ジクロロエチレン、1,2-DCE:1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-TCE:1,1,1-トリクロロエタン  
1,1,2-TCE:1,1,2-トリクロロエタン、TCE:トリクロロエチレン、PCE:テトラクロロエチレン、VCM:クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)



▼表 3-4-2-17 環境基準の水域類型指定状況

【環境対策課】

○河 川

水系・水域	水域の範囲	類 型	期 間	年 月 日	機 関
気 仙 沼 湾	大川上流（館山大橋より上流岩手県境まで）	A	イ	S47.4.28	県
	大川下流（館山大橋より下流（神山川を含む））	B	イ	〃	〃
	鹿折川上流（金山橋より上流（流入する支川を含む））	A	イ	S54.3.30	〃
	鹿折川下流（金山橋より下流（流入する支川を含む））	B	イ	〃	〃
	面瀬川全域（流入する支川を含む）	C	イ	〃	〃
八 幡 川	八幡川上流（南三陸町上水道取水地点より上流（流入する支川を含む））	A	イ	〃	〃
	八幡川下流（南三陸町上水道取水地点より下流（流入する支川を含む））	B	イ	〃	〃
津 谷 川	津谷川上流（花見橋より上流岩手県境まで）	A	イ	S49.4.30	〃
	津谷川下流（花見橋より下流（流入する支川を含む））	B	ロ	〃	〃
金 流 川	金流川上流（岩手県境から上流（流入する支川を含む））	A	イ	H44.1	〃
有 馬 川	有馬川上流（岩手県から上流（流入する支川を含む））	A	イ	H11.5.7	〃
北 上 川	北上川（4）（和賀川合流点より下流）	A	イ	S48.3.31	国
	旧北上川上流（北上川分岐点より天王橋までの本川及び支川（迫川、江合川を除く））	A	イ	S48.5.29	県
	旧北上川下流（天王橋から下流（流入する支川を含む））	B	ロ	〃	〃
	迫川上流（迫川上流（花山ダム流入口より上流）、二迫川上流（中山橋より上流）、及び三迫川上流（栗駒ダム流入口より上流））	AA	イ	S47.4.28	県
	迫川中流（夏川合流点より上流の迫川、二迫川及び三迫川（流入する支川を含む））	A	イ	〃	〃
	迫川下流（夏川合流点から北上川合流点まで（流入する支川を含む））	B	イ	〃	〃
	江合川上流（鳴子ダム流入口より上流）	AA	イ	〃	〃
	江合川中流（鳴子ダム流出口より桜の目橋まで（流入する支川を含む））	A	イ	〃	〃
	江合川下流（桜の目橋より北上川合流点まで（支川を含み新江合川を除く））	B	ロ	〃	〃
	出来川全域	C	ハ	〃	〃
	大崎市古川地区内水域（H18. 3. 30における旧古川市の区域に限る。）	C	ハ	〃	〃
定 川	定川全域	C	イ	〃	〃
鳴 瀬 川	鳴瀬川上流（筒砂子川合流点より上流（流入する支川を含む））	AA	イ	〃	〃
	鳴瀬川中流（筒砂子川合流点から大崎市鹿島台木間塚地内大崎市上水道取水地点まで（流入する支川を含む））	A	イ	〃	〃
	鳴瀬川下流（大崎市鹿島台木間塚地内大崎市上水道取水地点より下流）	B	イ	〃	〃
	吉田川上流（魚板橋から上流（流入する支川を含む））	A	イ	S48.5.29	県
	吉田川下流（魚板橋から下流（流入する支川を含む））	B	ロ	〃	〃
松 島 湾	高城川（宮城郡松島町幡谷字蝦穴64番地の1より下流）	C	イ	S46.5.25	国
	鶴田川（伏越（サイホン）入口までの全域（流入する支川を含む））	C	イ	S54.3.30	県
	新町川（全域）	E	ハ	S46.5.25	国
		C	イ	H17.9.16	県
	砂押川上流（多賀城堰より上流）	D	イ	S46.5.25	国
		C	イ	H17.9.16	県
	砂押川下流（多賀城堰より下流）	E	ロ	S46.5.25	国
		C	イ	H17.9.16	県
	貞山運河（仙台塩釜港仙台地区と塩釜港を結ぶ水路）	E	ハ	S46.5.25	国
		C	イ	H17.9.16	県
七 北 田 川	七北田川上流（七北田橋より上流（流入する支川を含む））	A	イ	S47.4.28	県
	七北田川中流（七北田橋より梅田川合流点まで）	B	ロ	〃	〃
	七北田川下流（梅田川合流点より下流）	C	ロ	〃	〃
	梅田川（七北田川合流点より上流）	D	ロ	S45.9.1	国
		C	イ	H17.9.16	県
名 取 川	名取川上流（本砂金川合流点より上流及び釜房ダムに流入する支川）	AA	イ	S47.4.28	県
	名取川中流（本砂金川合流点から笹川合流点まで（流入する支川を含む））	A	イ	〃	県
	名取川下流（笹川合流点より下流）	B	ロ	〃	〃
	笹川全域	C	ロ	〃	〃
	広瀬川（1）（鳴合橋より上流）	A	イ	S45.9.1	国
	広瀬川（2）（鳴合橋から名取川合流点まで）	B	ロ	〃	〃
	大倉川上流（大倉ダム流入口から上流（流入する支川を含む））	AA	イ	H44.1	県
	大倉川下流（大倉ダム流出口から広瀬川合流点まで（流入する支川を含む））	AA	イ	〃	〃

【第3部第4章 安全で良好な生活環境の確保 2 水環境の保全】

水系・水域	水域の範囲	類型	期間	年月日	機関
名取市内	増田川上流（樽水ダム流入口より上流）	A	イ	S47.4.28	〃
	増田川中流（樽水ダム流出口から小山橋まで）	B	イ	〃	〃
	増田川下流（小山橋より下流）	C	ロ	〃	〃
	下堀用水路全域	C	イ	H17.9.16	〃
	川内沢川（流入する支川を含む）	B	ハ	H44.1	〃
岩沼市内	五間堀川（宝橋から下流（流入する支川を含む））	C	ロ	S48.5.29	〃
阿武隈川	阿武隈川中流（2）（五百川合流点から内川合流点まで）	B	ロ	S46.5.25	国
	阿武隈川下流（内川合流点より下流）	A	ロ	〃	〃
	白石川上流（川原沢合流点より上流）	AA	イ	〃	〃
	白石川下流（川原沢合流点より下流）	A	イ	〃	〃
	荒川全域（白石川合流点まで（流入する支川を含む））	A	イ	S54.3.30	県
	松川全域（白石川合流点まで（流入する支川を含む））	A	イ	〃	〃
	斉川全域（白石川合流点まで（流入する支川を含む））	B	イ	〃	〃

○海 域

水域名	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日	指定機関
気仙沼湾	気仙沼湾(乙)	B	ロ	S47.4.28	県
	気仙沼湾(丙)	A	イ	〃	〃
志津川湾	志津川湾(甲)	B	イ	S48.5.29	〃
	志津川湾(乙)	A	イ	〃	〃
女川湾	女川湾(甲)	C	ロ	S47.4.28	〃
	女川湾(乙)	B	イ	〃	〃
	女川湾(丙)	A	イ	〃	〃
鮎川湾	鮎川湾(甲)	B	イ	S48.5.29	〃
	鮎川湾(乙)	A	イ	〃	〃
石巻地先海域	石巻地先海域(甲1)	C	ロ	S47.4.28	〃
	石巻地先海域(甲2)	C	ロ	〃	〃
	石巻地先海域(乙1)	B	ロ	〃	〃
	石巻地先海域(乙2)	B	ロ	〃	〃
	石巻地先海域(乙3)	B	ロ	〃	〃
	石巻地先海域(丙)	A	イ	〃	〃
松島湾	松島湾(甲)	C	ロ	S46.5.25	国
	松島湾(乙)	B	ロ	〃	〃
	松島湾(丙)	A	イ	〃	〃
仙台港地先	仙台港地先海域(甲)	C	イ	S47.4.28	県
	仙台港地先海域(乙)	B	イ	〃	〃
	仙台港地先海域(丙)	A	イ	〃	〃
二ノ倉地先	二ノ倉地先海域(甲)	C	イ	〃	〃
	二ノ倉地先海域(乙)	B	イ	〃	〃
	二ノ倉地先海域(丙)	A	イ	〃	〃
その他の地先海域		A	イ	S48.5.29	〃

○湖 沼

水域名	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日	指定機関
栗駒ダム	栗駒ダム全域	AA	イ	S47.4.28	県
花山ダム	花山ダム全域	AA	イ	〃	〃
鳴子ダム	鳴子ダム全域	AA	イ	〃	〃
漆沢ダム	漆沢ダム全域	AA	イ	〃	〃
釜房ダム	釜房ダム全域	AA	イ	〃	〃
樽水ダム	樽水ダム全域	A	イ	〃	〃
伊豆沼	伊豆沼全域(内沼含む)	B	イ	S48.5.29	〃
長沼	長沼全域	B	イ	〃	〃
大倉ダム	大倉ダム全域	AA	ロ	〃	〃
七北田ダム	七北田ダム全域	A	イ	H8.5.7	〃
南川ダム	南川ダム全域	A	ハ	〃	〃
七ヶ宿ダム貯水池	七ヶ宿ダム貯水池全域	A	イ	H12.5.19	〃

〈窒素及び磷に係る環境基準の類型指定状況〉

○海 域

水域名	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日	指定機関
志津川湾	志津川湾全域	Ⅱ	イ	H8. 5. 7	県
松島湾	松島湾(イ)	Ⅲ	ハ	"	"
	松島湾(ロ)	Ⅱ	ハ	"	"
女川湾	女川湾(イ)	Ⅲ	イ	H9. 5. 2	"
	女川湾(ロ)	Ⅱ	イ	"	"
万石浦	万石浦全域	Ⅱ	イ	H10. 5. 1	"
広田湾	広田湾全域	Ⅱ	イ	"	"
気仙沼湾	気仙沼湾(イ)	Ⅲ	イ	H11. 5. 7	"
	気仙沼湾(ロ)	Ⅱ	イ	"	"

○湖 沼

水域名	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
釜房ダム	釜房ダム全域	Ⅱ	ニ	S61. 2. 25	県	窒素は当分の間適用しない
大倉ダム	大倉ダム全域	Ⅱ	ニ	"	"	"
七北田ダム	七北田ダム全域	Ⅱ	ハ	H8. 5. 7	"	"
南川ダム	南川ダム全域	Ⅱ	ハ	"	"	"
七ヶ宿ダム貯水池	七ヶ宿ダム貯水池全域	Ⅱ	イ	H12. 5. 19	"	"

〈水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況〉

○河 川

水系・水域	水 域 の 範 囲	類 型	期 間	年 月 日	機 関
北 上 川	北上川(全域。ただし、四十四田ダム貯水池(南部片富士湖)(全域)に係る部分)	生物A	イ	H18.6.30	国
鳴 瀬 川	鳴瀬川上流(花川合流点より上流(流入する支川を含む。))	生物A	イ	H21.5.29	県
	鳴瀬川下流(花川合流点より下流(流入する支川を含む。))	生物B	イ	"	"
吉 田 川	吉田川上流(魚板橋より上流(流入する支川を含む。))	生物A	イ	"	"
	吉田川下流(魚板橋より下流(流入する支川を含む。))	生物B	イ	"	"
阿 武 隈 川	阿武隈川(1)(羽出庭橋より上流に限る。)	生物A	イ	H22.9.24	国
	阿武隈川(2)(羽出庭橋より下流に限る。)	生物B	イ	"	"
旧 北 上 川	旧北上川全域(流入する支川を含む。)	生物A	イ	H23.8.5	県
迫 川	迫川全域(流入する支川を含む。)	生物A	イ	"	"
江 合 川	江合川全域(流入する支川を含む。)	生物A	イ	"	"
	出来川全域	生物A	イ	"	"
大崎市古川地区内	大崎市(平成18年3月30日における合併前の古川市の区域に限る。)内河川全	生物A	イ	"	"
金 流 川	岩手県境から上流(流入する支川を含む。)	生物A	イ	"	"
有 馬 川	岩手県境から上流(流入する支川を含む。)	生物A	イ	"	"
名 取 川	名取川全域(流入する支川を含む。)	生物A	イ	"	"
笹 川	笹川全域	生物A	イ	"	"
広 瀬 川	広瀬川全域	生物A	イ	"	"
大 倉 川	大倉川全域(流入する支川を含む。)	生物A	イ	"	"

○湖 沼

水系・水域	水 域 の 範 囲	類 型	期 間	年 月 日	機 関
漆 沢 ダ ム	漆沢ダム全域	生物A	イ	H21.5.29	県
南 川 ダ ム	南川ダム全域	生物A	イ	"	"
栗 駒 ダ ム	栗駒ダム全域	生物A	イ	H23.8.5	"
花 山 ダ ム	花山ダム全域	生物A	イ	"	"
鳴 子 ダ ム	鳴子ダム全域	生物A	イ	"	"
伊 豆 沼	伊豆沼全域(内沼を含む。)	生物A	イ	"	"
長 沼	長沼全域	生物A	イ	"	"
釜 房 ダ ム	釜房ダム全域	生物A	イ	"	"
大 倉 ダ ム	大倉ダム全域	生物A	イ	"	"

※「達成期間」の欄の各記号の意味は、

- ①「イ」: 直ちに達成
- ②「ロ」: 5年以内で可及的速やかに達成
- ③「ハ」: 5年をこえる期間で可及的速やかに達成
- ④「ニ」: 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成を図る

▼表 3-4-2-18 生活環境項目の環境基準を達成していない割合（河川・湖沼・海域）

【環境対策課】

（河川）

類型	測定項目	調査対象検体数 (E)	環境基準を達成していない検体数 (F)	割合(F/E:%)				
				25年	26年	27年	28年	29年
AA	pH	178	12	7	8	7	7	7
	DO	178	1	0	0	0	1	1
	BOD	178	0	4	3	4	2	0
	SS	178	3	2	0	2	1	2
	大腸菌群数	178	129	74	75	76	71	72
小計		890	145	18	17	18	16	16
A	pH	573	20	2	2	2	2	3
	DO	573	1	1	0	0	0	0
	BOD	573	19	3	2	2	4	3
	SS	573	11	2	1	1	1	2
	大腸菌群数	507	276	64	58	61	61	54
小計		2,799	327	13	12	12	12	12
B	pH	340	2	1	0	1	1	1
	DO	340	0	0	0	0	0	0
	BOD	340	6	3	2	2	3	2
	SS	340	23	6	5	6	5	7
	大腸菌群数	319	137	44	40	40	36	43
小計		1,679	168	10	9	10	9	10
C	pH	329	3	2	2	0	0	1
	DO	329	0	1	1	0	0	0
	BOD	329	4	2	1	1	1	1
	SS	329	5	2	2	2	3	2
小計		1,316	12	2	1	1	1	1
合計		6,684	652	11	10	10	10	10

（湖沼）

類型	測定項目	調査対象検体数 (E)	環境基準を達成していない検体数 (F)	割合(F/E:%)				
				25年	26年	27年	28年	29年
AA	pH	109	0	1	0	0	1	0
	DO	88	2	6	9	12	7	2
	COD	109	104	95	94	94	92	95
	SS	109	88	86	87	85	86	81
	大腸菌群数	109	72	62	67	65	47	66
小計		524	266	45	51	48	47	51
A	pH	72	3	0	1	1	3	4
	DO	60	5	8	1	0	13	8
	COD	72	18	28	32	33	17	25
	SS	72	11	6	11	21	10	15
	大腸菌群数	72	9	24	17	14	29	13
小計		348	46	13	13	13	14	13
B	pH	41	0	0	0	0	0	0
	DO	41	3	13	7	17	20	7
	COD	41	41	95	95	100	98	100
	SS	41	17	53	40	27	33	41
小計		164	61	40	36	36	38	37
合計		1,036	373	35	36	34	35	36

(海域)

類型	測定項目	調査対象検体数 (E)	環境基準を達成していない検体数 (F)	割合(F/E:%)				
				25年	26年	27年	28年	29年
A	pH	905	21	7	3	4	1	2
	DO	797	90	14	9	15	18	11
	COD	881	241	32	31	30	21	27
	油分	341	0	0	0	0	0	0
	大腸菌群数	541	29	5	4	6	5	5
小計	3,465	381	14	11	12	11	11	
B	pH	190	2	4	3	3	2	1
	DO	190	0	0	0	0	0	0
	COD	190	8	9	13	9	7	4
	油分	108	0	0	0	0	0	0
小計	678	10	4	4	3	3	1	
C	pH	174	0	3	1	1	0	0
	DO	162	0	0	0	0	0	0
	COD	174	2	0	1	1	0	1
小計	510	2	1	1	1	0	0	
合計	4,653	393	11	9	10	8	8	

▼表 3-4-2-19 水域別水質平均値経年変化表（河川）

【環境対策課】

(単位:mg/L)

水 域 名	環 境 基 準 点 名	統 一 番 号	類 型	BOD年平均値				
				H25	H26	H27	H28	H29
白石川上流	砂 押 橋	011-01	AA	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6
迫川上流	花山ダム流入部	015-01	AA	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
迫川上流	鍛 冶 屋 橋	015-02	AA	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
迫川上流	洞 万 橋	015-03	AA	0.5	<0.5	0.5	0.5	0.5
江合川上流	轟 橋	018-01	AA	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5
鳴瀬川上流	筒 砂 子 橋	024-01	AA	0.6	0.7	0.6	0.7	0.6
鳴瀬川上流	唐 府 沢 川	024-02	AA	<0.5	0.5	0.6	0.7	0.5
鳴瀬川上流	漆沢ダム流入部	024-03	AA	0.5	<0.5	0.6	0.5	<0.5
名取川上流	い も く ぼ 橋	030-01	AA	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5
名取川上流	北 川 橋	030-02	AA	0.6	0.6	0.7	0.6	0.5
名取川上流	北 向 橋	030-03	AA	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5
名取川上流	深 野 橋	030-04	AA	0.6	0.6	0.5	0.5	0.6
大倉川	滝 の 上 橋	056-01	AA	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5
大倉川	最 下 流	057-01	AA	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6
AA類型平均				0.6	0.6	0.6	0.6	0.5
広瀬川(1)	鳴 合 橋	001-01	A	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6
阿武隈川下流	阿 武 隈 大 橋	010-01	A	1.5	1.4	1.5	1.3	1.2
白石川下流	白 幡 橋	012-01	A	0.8	0.8	0.6	0.6	0.6
大川上流	館 山 大 橋	013-01	A	0.9	0.7	0.6	0.6	0.6
迫川中流	若 柳 橋	016-01	A	0.8	0.7	0.8	0.8	0.8
江合川中流	清 水 閘 門	019-01	A	0.7	0.6	0.7	0.6	0.6
鳴瀬川中流	感 恩 橋	025-01	A	1.0	1.2	1.1	1.1	1.4
七北田川上流	七 北 田 橋	027-01	A	2.0	1.8	1.7	2.2	1.5
名取川中流	余 方 ( 栗 木 橋 )	031-01	A	0.8	0.7	0.8	0.7	0.7
増田川上流	薬 師 橋	034-01	A	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6
北上川(4)	登 米 大 橋	038-01	A	0.9	0.9	1.0	1.0	0.7
旧北上川上流	神 取 橋 ( 和 淵 )	039-01	A	1.1	1.0	1.0	0.8	0.9
吉田川上流	魚 板 橋	041-01	A	0.8	0.8	0.9	0.7	0.7
津谷川上流	学 園 橋	044-01	A	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
松 川	宮 大 橋	047-01	A	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6
荒 川	葦 神 橋	048-01	A	1.4	1.2	1.1	0.9	1.2
鹿折川上流	金 山 橋	051-01	A	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
八幡川上流	志 中 大 橋 下 流	053-01	A	0.7	0.6	0.5	0.5	0.6
金 流 川	小 畑 橋	058-01	A	1.5	1.4	1.3	1.3	1.6
有馬川上流	宇 南 田 橋	059-01	A	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9
A類型平均				0.9	0.9	0.9	0.9	0.9

【第3部第4章 安全で良好な生活環境の確保 2 水環境の保全】

水域名	環境基準点名	統一番号	類型	BOD年平均值				
				H25	H26	H27	H28	H29
広瀬川(2)	三橋	002-01	B	1.2	1.2	1.1	1.1	0.9
阿武隈川中流	丸森橋	009-01	B	1.9	1.8	1.9	1.8	1.7
大川下流	神山橋	014-01	B	1.0	0.7	0.7	0.7	0.9
大川下流	大川河口	014-02	B	1.0	1.3	0.8	0.6	0.9
迫川下流	西前橋	017-01	B	1.7	1.4	1.7	1.7	1.2
江合川下流	及川橋	020-01	B	1.3	1.1	1.1	1.1	0.8
鳴瀬川下流	小野橋	026-01	B	1.1	1.3	0.9	1.1	1.2
七北田川中流	福田大橋	028-01	B	2.6	1.5	1.6	1.5	1.8
名取川下流	閑上大橋	032-01	B	1.1	1.3	1.0	1.1	0.8
増田川中流	小山橋	035-01	B	0.8	0.8	0.7	0.9	0.9
旧北上川下流	門脇	040-01	B	1.2	0.9	0.7	1.0	0.9
吉田川下流	善川橋	042-01	B	1.2	1.3	1.3	1.3	1.2
吉田川下流	二子屋橋	042-02	B	1.5	1.6	1.6	1.5	1.1
津谷川下流	梨ノ木橋	045-01	B	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6
齊川	江坪橋	046-01	B	1.1	1.0	0.8	0.8	0.9
鹿折川下流	浪板橋	052-01	B	1.7	1.8	1.3	1.0	0.7
八幡川下流	港橋	054-01	B	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6
川内沢川	新川内橋	055-01	B	1.4	1.3	1.9	2.2	1.0
B類型平均				1.3	1.2	1.1	1.1	1.0
梅田川	福田橋	003-01	C	1.9	1.6	1.8	1.7	1.6
高城川	明神橋	004-01	C	1.5	1.4	1.4	1.1	1.2
新町川	常盤橋	005-01	C	1.3	0.8	1.0	1.4	1.0
砂押川上流	旧多賀城堰	006-01	C	1.9	1.6	1.6	1.6	1.6
砂押川下流	念仏橋	007-01	C	1.2	1.0	1.2	1.2	1.2
貞山運河	貞山橋	008-01	C	1.6	1.2	1.2	1.0	1.0
出来川	小牛田橋	021-01	C	2.3	1.9	1.8	2.0	2.0
大崎市古川地区内河川	新堀サイホン入口	022-01	C	2.1	1.5	1.1	1.2	1.5
定川	定川大橋	023-01	C	1.2	1.1	1.0	1.2	1.0
七北田川下流	高砂橋	029-01	C	2.6	1.6	1.8	2.0	1.8
笹川	名取川合流前	033-01	C	1.3	1.6	1.3	1.4	0.8
増田川下流	毘沙門橋	036-01	C	1.3	1.1	1.1	1.3	1.1
下堀用水路	境橋	037-01	C	0.9	0.8	0.7	0.9	0.9
五間堀川	江戸橋	043-01	C	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1
五間堀川	矢ノ目橋	043-02	C	1.5	1.3	1.2	1.8	1.8
鶴田川	下志田橋	049-01	C	2.4	2.0	2.7	2.3	2.1
面瀬川	尾崎橋	050-01	C	2.0	1.5	1.0	1.1	0.9
C類型平均				1.7	1.4	1.4	1.4	1.3
全基準点平均				1.1	1.0	1.0	1.0	1.0

▼表 3-4-2-20 水域別水質 75%値経年変化表及び環境基準達成状況（河川）

【環境対策課】

(単位:mg/L)

水 域 名	環境基準点名	統一番号	類型	基準値 (mg/L)	BOD75%値					環境基準 適 否
					H25	H26	H27	H28	H29	
白石川上流	砂 押 橋	011-01	AA	1.0	0.7	0.7	0.5	0.6	0.8	○
迫川上流	花山ダム流入部	015-01	AA	1.0	0.5	0.5	0.6	<0.5	0.5	○
迫川上流	鍛冶屋橋	015-02	AA	1.0	0.7	0.7	0.6	<0.5	0.5	○
迫川上流	洞 万 橋	015-03	AA	1.0	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	○
江合川上流	轟 橋	018-01	AA	1.0	0.5	0.6	0.7	0.6	<0.5	○
鳴瀬川上流	筒砂子橋	024-01	AA	1.0	0.7	0.8	0.7	0.9	0.6	○
鳴瀬川上流	唐府沢川	024-02	AA	1.0	<0.5	0.5	<0.5	0.5	<0.5	○
鳴瀬川上流	漆沢ダム流入部	024-03	AA	1.0	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	○
名取川上流	いもくぼ橋	030-01	AA	1.0	<0.5	0.5	0.5	0.5	<0.5	○
名取川上流	北 川 橋	030-02	AA	1.0	0.5	0.7	0.7	0.7	<0.5	○
名取川上流	北 向 橋	030-03	AA	1.0	0.5	0.5	0.7	0.7	<0.5	○
名取川上流	深 野 橋	030-04	AA	1.0	0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	○
大 倉 川	滝 の 上 橋	056-01	AA	1.0	0.6	<0.5	0.5	0.5	0.5	○
大 倉 川	最 下 流	057-01	AA	1.0	0.7	0.5	0.6	0.6	0.6	○
広 瀬 川 (1)	鳴 合 橋	001-01	A	2.0	0.9	0.6	0.8	0.6	0.6	○
阿武隈川下流	阿武隈大橋	010-01	A	2.0	1.8	1.8	1.4	1.6	1.6	○
白石川下流	白 幡	012-01	A	2.0	0.8	1.0	0.6	0.7	0.7	○
大 川 上 流	館 山 大 橋	013-01	A	2.0	0.9	0.7	0.7	0.7	0.6	○
迫 川 中 流	若 柳	016-01	A	2.0	0.9	0.8	0.9	0.9	1.0	○
江合川中流	清 水 閘 門	019-01	A	2.0	0.7	0.6	0.7	0.5	0.7	○
鳴瀬川中流	感 恩 橋	025-01	A	2.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	○
七北田川上流	七 北 田 橋	027-01	A	2.0	1.7	1.7	1.9	2.9	1.6	○
名取川中流	余方(栗木橋)	031-01	A	2.0	0.9	0.7	1.0	0.8	0.8	○
増田川上流	葉 師 橋	034-01	A	2.0	0.5	0.6	<0.5	0.6	<0.5	○
北上川(4)	登 米 大 橋	038-01	A	2.0	0.8	1.0	1.3	1.2	0.8	○
旧北上川上流	神取橋(和淵)	039-01	A	2.0	1.3	1.2	1.3	1.0	1.1	○
吉田川上流	魚 板 橋	041-01	A	2.0	0.9	0.9	1.1	0.8	0.8	○
津谷川上流	学 園 橋	044-01	A	2.0	0.6	0.7	0.5	<0.5	<0.5	○
松 川	宮 大 橋	047-01	A	2.0	0.6	0.5	<0.5	0.5	0.6	○
荒 川	韭 神 橋	048-01	A	2.0	1.8	1.5	1.2	1.1	1.4	○
鹿折川上流	金 山 橋	051-01	A	2.0	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	○
八幡川上流	志中大橋下流	053-01	A	2.0	0.5	0.5	0.6	<0.5	<0.5	○
金 流 川	小 畑 橋	058-01	A	2.0	2.3	1.5	1.8	1.6	2.2	×
有馬川上流	宇 南 田 橋	059-01	A	2.0	1.3	1.0	1.0	0.9	1.1	○



【第3部第4章 安全で良好な生活環境の確保 2 水環境の保全】

水域名	環境基準点名	統一番号	類型	基準値 (mg/L)	BOD75%値					環境基準 適否
					H25	H26	H27	H28	H29	
広瀬川(2)	三橋	002-01	B	3.0	1.1	1.6	1.4	1.5	1.0	○
阿武隈川中流	丸森橋	009-01	B	3.0	1.9	1.9	2.0	2.0	2.2	○
大川下流	神山橋	014-01	B	3.0	1.3	0.7	0.6	0.8	1.0	○
大川下流	大川河口	014-02	B	3.0	1.2	1.6	0.8	0.7	0.8	○
迫川下流	西前橋	017-01	B	3.0	2.1	1.6	1.8	1.7	1.5	○
江合川下流	及川橋	020-01	B	3.0	1.7	1.2	1.3	1.4	1.1	○
鳴瀬川下流	小野橋	026-01	B	3.0	1.5	1.5	1.1	1.3	1.2	○
七北田川中流	福田大橋	028-01	B	3.0	1.7	1.6	1.9	1.6	1.7	○
名取川下流	関上大橋	032-01	B	3.0	1.1	1.7	1.4	1.3	0.9	○
増田川中流	小山橋	035-01	B	3.0	1.1	1.0	0.8	1.0	1.0	○
旧北上川下流	門脇	040-01	B	3.0	1.6	1.0	0.8	1.4	0.9	○
吉田川下流	善川橋	042-01	B	3.0	1.6	1.5	2.0	1.1	1.3	○
吉田川下流	二子屋橋	042-02	B	3.0	2.2	1.5	1.9	1.3	1.3	○
津谷川下流	梨ノ木橋	045-01	B	3.0	0.7	0.5	0.6	<0.5	0.5	○
齊川	江坪橋	046-01	B	3.0	1.1	1.0	1.0	1.0	1.1	○
鹿折川下流	浪板橋	052-01	B	3.0	2.4	1.3	1.9	1.5	0.6	○
八幡川下流	港橋	054-01	B	3.0	1.0	0.7	0.7	0.6	0.6	○
川内沢川	新川内橋	055-01	B	3.0	2.1	1.7	1.9	2.8	1.2	○
梅田川	福田橋	003-01	C	5.0	2.0	1.9	2.1	2.0	2.0	○
高城川	明神橋	004-01	C	5.0	1.5	1.6	1.8	1.2	1.4	○
新町川	常盤橋	005-01	C	5.0	1.2	1.0	0.9	1.1	1.1	○
砂押川上流	旧多賀城堰	006-01	C	5.0	2.6	2.2	1.9	2.2	2.0	○
砂押川下流	念仏橋	007-01	C	5.0	1.7	1.1	1.2	1.3	1.2	○
貞山運河	貞山橋	008-01	C	5.0	1.9	1.5	1.3	1.2	1.2	○
出来川	小牛田橋	021-01	C	5.0	2.6	2.0	2.1	2.0	2.6	○
大崎市古川地区内	新堀サイホン入口	022-01	C	5.0	3.0	1.7	1.5	1.3	1.9	○
定川	定川大橋	023-01	C	5.0	1.3	1.2	1.2	1.4	1.1	○
七北田川下流	高砂橋	029-01	C	5.0	2.7	1.8	2.2	2.0	2.0	○
筑川	名取川合流前	033-01	C	5.0	1.3	1.7	1.8	1.7	1.1	○
増田川下流	昆沙門橋	036-01	C	5.0	1.5	1.6	0.9	1.5	1.2	○
下堀用水路	境橋	037-01	C	5.0	1.0	1.0	0.8	1.1	1.1	○
五間堀川	江戸橋	043-01	C	5.0	1.3	1.3	1.3	1.2	1.3	○
五間堀川	矢ノ目橋	043-02	C	5.0	1.9	1.6	1.6	1.9	2.6	○
鶴田川	下志田橋	049-01	C	5.0	2.8	2.3	2.8	2.5	2.5	○
面瀬川	尾崎橋	050-01	C	5.0	2.1	1.7	1.2	1.3	1.1	○

▼表 3-4-2-21 SSの年平均値経年変化表（河川）

【環境対策課】

(単位:mg/L)

水 域 名	環境基準点名	統一番号	類型	基準値 (mg/L)	SS年平均値					環境基準 適 否
					H25	H26	H27	H28	H29	
白石川上流	砂 押 橋	011-01	AA	25	1	3	3	3	2	○
迫川上流	花山ダム流入部	015-01	AA	25	16	4	2	1	1	○
迫川上流	鍛 冶 屋 橋	015-02	AA	25	4	2	4	2	1	○
迫川上流	洞 万 橋	015-03	AA	25	13	5	2	2	1	○
江合川上流	轟 橋	018-01	AA	25	3	3	6	3	4	○
鳴瀬川上流	筒 砂 子 橋	024-01	AA	25	3	3	2	4	2	○
鳴瀬川上流	唐 府 沢 川	024-02	AA	25	1	2	2	1	1	○
鳴瀬川上流	漆沢ダム流入部	024-03	AA	25	1	1	2	1	1	○
名取川上流	い も く ぼ 橋	030-01	AA	25	2	1	1	1	1	○
名取川上流	北 川 橋	030-02	AA	25	1	1	1	1	1	○
名取川上流	北 向 橋	030-03	AA	25	2	1	2	2	2	○
名取川上流	深 野 橋	030-04	AA	25	1	1	1	1	1	○
大 倉 川	滝 の 上 橋	056-01	AA	25	1	1	1	1	2	○
大 倉 川	最 下 流	057-01	AA	25	3	3	3	4	2	○
広 瀬 川 (1)	鳴 合 橋	001-01	A	25	3	2	2	2	2	○
阿武隈川下流	阿 武 隈 大 橋	010-01	A	25	9	10	10	8	9	○
白石川下流	白 幡	012-01	A	25	3	5	5	5	5	○
大 川 上 流	館 山 大 橋	013-01	A	25	3	2	2	2	2	○
迫 川 中 流	若 柳	016-01	A	25	20	8	8	8	7	○
江合川中流	清 水 閘 門	019-01	A	25	5	4	4	4	5	○
鳴瀬川中流	感 恩 橋	025-01	A	25	7	9	11	7	25	○
七北田川上流	七 北 田 橋	027-01	A	25	5	4	5	5	6	○
名取川中流	余方(栗木橋)	031-01	A	25	2	2	2	4	3	○
増田川上流	薬 師 橋	034-01	A	25	1	1	5	2	1	○
北上川(4)	登 米 大 橋	038-01	A	25	7	6	5	5	6	○
旧北上川上流	神取橋(和淵)	039-01	A	25	15	10	9	7	9	○
吉田川上流	魚 板 橋	041-01	A	25	7	4	5	3	3	○
津谷川上流	学 園 橋	044-01	A	25	1	2	1	1	1	○
松 川	宮 大 橋	047-01	A	25	2	3	3	2	2	○
荒 川	韭 神 橋	048-01	A	25	11	12	11	12	9	○
鹿折川上流	金 山 橋	051-01	A	25	1	1	<1	<1	<1	○
八幡川上流	志 中 大 橋 下 流	053-01	A	25	4	2	2	1	1	○
金 流 川	小 畑 橋	058-01	A	25	6	5	5	5	7	○
有馬川上流	宇 南 田 橋	059-01	A	25	3	3	3	2	2	○

【第3部第4章 安全で良好な生活環境の確保 2 水環境の保全】

(単位:mg/L)

水域名	環境基準点名	統一番号	類型	基準値 (mg/L)	SS年平均値					環境基準 適 否
					H25	H26	H27	H28	H29	
広瀬川(2)	三橋	002-01	B	25	3	4	3	7	3	○
阿武隈川中流	丸森橋	009-01	B	25	7	8	11	7	8	○
大川下流	神山橋	014-01	B	25	4	5	5	6	4	○
大川下流	大川河口	014-02	B	25	3	2	3	2	2	○
迫川下流	西前橋	017-01	B	25	22	21	22	13	16	○
江合川下流	及川橋	020-01	B	25	16	15	18	16	16	○
鳴瀬川下流	小野橋	026-01	B	25	16	16	15	19	33	×
七北田川中流	福田大橋	028-01	B	25	9	8	5	7	6	○
名取川下流	閑上大橋	032-01	B	25	9	7	4	8	7	○
増田川中流	小山橋	035-01	B	25	12	7	11	6	19	○
旧北上川下流	門脇	040-01	B	25	12	8	11	7	11	○
吉田川下流	善川橋	042-01	B	25	7	8	6	10	13	○
吉田川下流	二子屋橋	042-02	B	25	10	15	13	13	18	○
津谷川下流	梨ノ木橋	045-01	B	25	1	1	1	1	1	○
齊川	江坪橋	046-01	B	25	5	5	5	5	4	○
鹿折川下流	浪板橋	052-01	B	25	4	3	4	22	6	○
八幡川下流	港橋	054-01	B	25	5	5	6	11	8	○
川内沢川	新川内橋	055-01	B	25	10	8	15	17	7	○
梅田川	福田橋	003-01	C	50	16	11	18	19	11	○
高城川	明神橋	004-01	C	50	17	13	14	11	12	○
新町川	常磐橋	005-01	C	50	7	2	3	4	4	○
砂押川上流	旧多賀城堰	006-01	C	50	24	18	24	19	17	○
砂押川下流	念仏橋	007-01	C	50	9	8	7	9	9	○
貞山運河	貞山橋	008-01	C	50	7	6	8	7	5	○
出来川	小牛田橋	021-01	C	50	13	14	12	16	10	○
大崎市古川地区内	新堀サイホン入口	022-01	C	50	9	6	6	6	5	○
定川	定川大橋	023-01	C	50	12	16	15	14	13	○
七北田川下流	高砂橋	029-01	C	50	9	6	6	9	6	○
策川	名取川合流前	033-01	C	50	4	7	3	4	3	○
増田川下流	毘沙門橋	036-01	C	50	13	12	10	9	10	○
下堀用水路	境橋	037-01	C	50	3	3	7	4	3	○
五間堀川	江戸橋	043-01	C	50	9	11	15	13	11	○
五間堀川	矢ノ目橋	043-02	C	50	14	13	15	18	17	○
鶴田川	下志田橋	049-01	C	50	26	27	23	37	27	○
面瀬川	尾崎橋	050-01	C	50	7	7	9	11	5	○

▼表 3-4-2-22 水域別水質平均値経年変化表（湖沼）

【環境対策課】

(単位:mg/L)

水 域 名	環 境 基 準 点 名	統 一 番 号	類 型	COD年平均値				
				H25	H26	H27	H28	H29
栗 駒 ダ ム	ダ ム 出 口	501-01	AA	1.2	1.4	1.2	1.7	1.6
花 山 ダ ム	ダ ム 出 口	502-01	AA	2.2	2.2	2.0	2.1	2.4
鳴 子 ダ ム	ダ ム 出 口	503-01	AA	2.1	1.5	1.8	1.4	1.6
漆 沢 ダ ム	ダ ム 出 口	504-01	AA	2.5	3.8	2.3	3.6	2.3
釜 房 ダ ム	ダ ム 出 口	505-01	AA	2.4	2.7	2.8	2.3	2.1
大 倉 ダ ム	ダ ム 出 口	507-01	AA	1.9	1.8	1.9	2.0	2.4
AA類型平均				2.1	2.2	2.0	2.2	2.1
樽 水 ダ ム	ダ ム 出 口	506-01	A	3.1	3.3	3.0	3.1	4.0
七 北 田 ダ ム	ダ ム 出 口	510-01	A	3.5	3.2	3.0	4.1	5.3
南 川 ダ ム	ダ ム 出 口	511-01	A	3.4	3.4	3.2	2.7	2.9
七 ケ 宿 ダ ム	ダ ム 出 口	512-01	A	1.9	2.2	2.0	1.9	1.9
A類型平均				3.0	3.0	2.8	3.0	3.5
伊 豆 沼	伊 豆 沼 出 口	508-01	B	10	9.2	8.9	11	11
長 沼	長 沼 出 口	509-01	B	6.5	8.0	9.1	7.5	6.8
B類型平均				8.3	8.6	9.0	9.3	8.9
全基準点平均				3.4	3.6	3.4	3.6	3.7

▼表 3-4-2-23 水域別水質 75%値経年変化表及び環境基準達成状況（湖沼）

【環境対策課】

(単位:mg/L)

水域名	環境基準点名	統一番号	類型	基準値 (mg/L)	COD年75%値					環境基準 適否
					H25	H26	H27	H28	H29	
栗駒ダム	ダム出口	501-01	AA	1.0	1.5	1.5	1.2	1.7	1.6	×
花山ダム	ダム出口	502-01	AA	1.0	2.8	2.4	2.2	2.3	2.9	×
鳴子ダム	ダム出口	503-01	AA	1.0	2.5	1.7	2.0	1.6	1.7	×
漆沢ダム	ダム出口	504-01	AA	1.0	3.3	4.3	2.5	3.4	2.8	×
釜房ダム	ダム出口	505-01	AA	1.0	2.5	2.9	2.7	2.8	2.3	×
大倉ダム	ダム出口	507-01	AA	1.0	2.6	2.2	2.0	2.5	3.0	×
樽水ダム	ダム出口	506-01	A	3.0	3.5	3.5	3.4	3.6	4.2	×
七北田ダム	ダム出口	510-01	A	3.0	3.6	3.7	3.4	4.1	3.3	×
南川ダム	ダム出口	511-01	A	3.0	3.6	3.6	3.7	2.9	3.1	×
七ヶ宿ダム	ダム出口	512-01	A	3.0	2.1	2.3	2.4	2.0	2.2	○
伊豆沼	伊豆沼出口	508-01	B	5.0	11	9.6	9.1	11	13	×
長沼	長沼出口	509-01	B	5.0	7.4	8.8	8.6	8.2	7.1	×

▼表 3-4-2-24 SSの年平均値経年変化表（湖沼）

【環境対策課】

(単位:mg/L)

水域名	環境基準点名	統一番号	類型	基準値 (mg/L)	SS年平均値					環境基準 適否
					H25	H26	H27	H28	H29	
栗駒ダム	ダム出口	501-01	AA	1	10	6	4	17	6	×
花山ダム	ダム出口	502-01	AA	1	21	5	4	3	2	×
鳴子ダム	ダム出口	503-01	AA	1	19	5	15	6	4	×
漆沢ダム	ダム出口	504-01	AA	1	3	5	6	12	4	×
釜房ダム	ダム出口	505-01	AA	1	6	6	8	6	6	×
大倉ダム	ダム出口	507-01	AA	1	2	2	2	4	3	×
樽水ダム	ダム出口	506-01	A	5	1	1	2	2	3	○
七北田ダム	ダム出口	510-01	A	5	4	2	4	4	5	○
南川ダム	ダム出口	511-01	A	5	2	3	6	3	2	○
七ヶ宿ダム	ダム出口	512-01	A	5	2	8	4	3	4	○
伊豆沼	伊豆沼出口	508-01	B	15	32	28	15	42	22	×
長沼	長沼出口	509-01	B	15	4	12	12	3	2	○

▼表 3-4-2-25 水域別水質平均値経年変化表（海域）

【環境対策課】

（単位：mg/L）

水域名	環境基準点名	統一番号	類型	COD年平均値				
				H25	H26	H27	H28	H29
松島湾（丙）	桂島	603-01	A	2.6	2.8	2.6	2.4	2.4
気仙沼湾（丙）	大島北沖	606-01	A	2.1	2.0	1.9	1.8	1.8
気仙沼湾（丙）	二つ根K-2	606-02	A	1.8	2.0	1.8	1.6	1.7
気仙沼湾（丙）	日向貝K-3	606-03	A	1.6	1.8	1.7	1.6	1.5
女川湾（丙）	桐ヶ崎	609-01	A	1.5	1.6	1.8	1.5	1.5
仙台港地先（丙）	菖蒲田前-1	612-01	A	2.2	2.3	2.2	2.2	2.1
仙台港地先（丙）	御殿崎-2	612-02	A	2.4	2.4	2.4	2.1	2.1
仙台港地先（丙）	荒浜-3	612-03	A	2.6	2.1	1.6	1.4	2.2
二の倉地先（丙）	二の倉前-3	615-01	A	2.5	2.3	2.3	2.3	2.0
石巻地先（丙）	万石橋	620-01	A	1.9	2.1	2.0	2.1	1.9
石巻地先（丙）	鳴瀬沖	620-02	A	2.5	2.8	2.5	2.5	2.5
石巻地先（丙）	工業港沖K-3	620-03	A	2.3	2.6	2.6	2.3	2.1
石巻地先（丙）	長浜沖N-4	620-04	A	1.8	2.3	2.3	1.9	1.7
石巻地先（丙）	雲雀野海岸沖H3	620-05	A	2.6	2.7	2.9	2.6	2.7
石巻地先（丙）	万石浦M-6	620-06	A	2.3	2.2	2.2	1.9	1.9
志津川湾（乙）	荒島沖	622-01	A	1.6	1.7	1.6	1.6	1.6
志津川湾（乙）	弁天崎沖	622-02	A	1.6	1.8	1.6	1.6	1.7
鮎川湾（乙）	御番所崎沖	624-01	A	1.6	1.8	1.8	1.7	1.5
その他の地先	荒浜	625-01	A	2.5	2.8	4.0	2.7	2.5
その他の地先	磯浜	625-02	A	2.0	2.4	2.7	2.4	2.2
その他の地先	小田の浜	625-03	A	1.4	2.0	2.2	1.8	1.6
その他の地先	お伊勢浜	625-04	A	1.9	1.9	3.0	1.8	1.7
その他の地先	大谷	625-05	A	1.7	1.7	2.4	2.2	1.4
その他の地先	袖浜	625-06	A	1.8	1.8	2.4	1.9	1.7
その他の地先	雄勝地先	625-07	A	1.6	1.6	1.7	1.4	1.6
その他の地先	荻浜地先	625-08	A	1.7	1.9	1.9	1.9	1.6
その他の地先	桂島海水浴場	625-09	A	3.0	2.4	2.5	2.9	2.3
その他の地先	広田湾	625-10	A	1.6	1.7	1.5	1.4	1.6
その他の地先	追波湾	625-11	A	2.6	2.4	2.5	2.8	2.2
A類型平均				2.0	2.1	2.2	2.0	1.9
松島湾（乙）	西浜※	602-01	B	2.2	2.3	2.1	2.4	2.1
気仙沼湾（乙）	蜂ヶ崎沖	605-01	B	2.2	2.2	2.1	1.8	1.7
気仙沼湾（乙）	神明崎沖	605-02	B	2.2	2.2	2.2	1.8	2.0
女川湾（乙）	小乗浜前	608-01	B	1.6	1.5	1.9	1.5	1.6
仙台港地先（乙）	外港-3※	611-01	B	2.2	2.4	1.8	1.7	1.9
仙台港地先（乙）	蒲生-3※	611-02	B	2.6	2.5	1.8	1.8	2.0
仙台港地先（乙）	御殿崎-1※	611-03	B	2.1	2.3	2.3	2.2	1.9
二の倉地先（乙）	二の倉前-2	614-01	B	2.9	2.6	2.5	3.0	2.3
石巻地先（乙-1）	長浜沖N-2	618-01	B	2.0	2.2	2.2	1.9	1.7
石巻地先（乙-3）	雲雀野海岸沖H2	619-01	B	3.3	4.2	3.9	3.5	3.1
志津川湾（甲）	魚市場前	621-01	B	1.6	1.9	1.7	1.9	1.8
鮎川湾（甲）	鮎川漁港内	623-03	B	1.5	1.7	1.8	1.5	1.5
B類型平均				2.2	2.3	2.2	2.1	2.0
松島湾（甲）	港橋	601-01	C	2.8	3.3	3.0	2.8	2.5
女川湾（甲）	魚市場前	607-01	C	1.8	2.1	2.0	1.6	1.8
仙台港地先（甲）	内港-4内	610-01	C	2.8	2.3	1.9	1.4	2.4
二の倉地先（甲）	二の倉前-1	613-01	C	3.1	3.2	3.1	3.0	2.9
石巻地先（甲-1）	工業港入口	616-01	C	2.8	3.3	3.0	2.6	2.9
石巻地先（甲-2）	雲雀野海岸沖H1	617-01	C	5.3	5.6	5.3	3.9	4.7
C類型平均				3.1	3.3	3.1	2.6	2.9
全基準点平均				2.2	2.3	2.3	2.1	2.0

※西浜、外港-3、蒲生-3、御殿崎-1については、アルカリ指示法で実施したものを酸性法に換算したものと

▼表3-4-2-26 水域別水質75%値経年変化表及び環境基準達成状況（海域）

【環境対策課】

（単位：mg/L）

水域名	環境基準点名	統一番号	類型	基準値 (mg/L)	COD年75%値					環境基準 適 否
					H25	H26	H27	H28	H29	
松島湾（丙）	桂島	603-01	A	2.0	2.8	3.1	3.0	3.0	2.7	×
気仙沼湾（丙）	大島北沖	606-01	A	2.0	2.6	2.6	2.1	1.9	2.0	○
気仙沼湾（丙）	二つ根K-2	606-02	A	2.0	2.3	2.2	2.0	1.8	1.9	○
気仙沼湾（丙）	日向貝K-3	606-03	A	2.0	1.9	2.1	1.9	1.8	1.7	○
女川湾（丙）	桐ヶ崎	609-01	A	2.0	1.6	2.1	1.8	1.7	1.8	○
仙台港地先（丙）	菖蒲田前-1	612-01	A	2.0	2.9	3.1	2.8	2.9	2.4	×
仙台港地先（丙）	御殿崎-2	612-02	A	2.0	3.1	3.1	2.8	2.6	2.3	×
仙台港地先（丙）	荒浜-3	612-03	A	2.0	3.5	2.5	1.9	1.6	2.3	×
二の倉地先（丙）	二の倉前-3	615-01	A	2.0	3.3	3.3	2.7	2.6	2.6	×
石巻地先（丙）	万石橋	620-01	A	2.0	2.3	2.8	2.4	2.7	2.3	×
石巻地先（丙）	鳴瀬沖	620-02	A	2.0	2.6	3.5	2.6	2.8	3.5	×
石巻地先（丙）	工業港沖K-3	620-03	A	2.0	2.7	3.2	2.9	3.2	2.2	×
石巻地先（丙）	長浜沖N-4	620-04	A	2.0	2.0	3.1	2.9	2.3	1.8	○
石巻地先（丙）	雲雀野海岸沖H3	620-05	A	2.0	3.1	3.2	3.5	3.2	3.3	×
石巻地先（丙）	万石浦M-6	620-06	A	2.0	2.6	2.6	2.5	2.1	2.2	×
志津川湾（乙）	荒島沖	622-01	A	2.0	1.9	2.4	1.7	1.9	1.8	○
志津川湾（乙）	弁天崎沖	622-02	A	2.0	1.9	2.2	2.0	1.9	1.9	○
鮎川湾（乙）	御番所崎沖	624-01	A	2.0	1.8	2.0	2.5	2.1	1.6	○
その他の地先	荒浜	625-01	A	2.0	2.9	3.0	5.8	3.1	2.5	×
その他の地先	磯浜	625-02	A	2.0	2.0	2.9	3.4	2.6	2.4	×
その他の地先	小田の浜	625-03	A	2.0	1.7	2.0	2.4	2.4	1.8	○
その他の地先	お伊勢浜	625-04	A	2.0	2.1	2.0	3.1	2.4	1.7	○
その他の地先	大谷	625-05	A	2.0	1.7	1.9	3.0	2.6	1.4	○
その他の地先	袖浜	625-06	A	2.0	1.9	1.9	2.8	1.9	1.7	○
その他の地先	雄勝地先	625-07	A	2.0	1.8	1.9	1.7	1.6	1.8	○
その他の地先	荻浜地先	625-08	A	2.0	2.0	2.5	2.0	2.2	1.7	○
その他の地先	桂島海水浴場	625-09	A	2.0	3.5	2.9	2.8	3.2	2.3	×
その他の地先	広田湾	625-10	A	2.0	1.6	2.0	1.6	1.5	1.9	○
その他の地先	追波湾	625-11	A	2.0	3.2	3.0	2.8	3.3	2.6	×
松島湾（乙）	西浜※	602-01	B	3.0	1.9	2.6	2.2	3.0	2.4	○
気仙沼湾（乙）	蜂ヶ崎沖	605-01	B	3.0	2.4	3.2	2.1	2.1	1.9	○
気仙沼湾（乙）	神明崎沖	605-02	B	3.0	2.6	3.2	2.2	2.2	1.7	○
女川湾（乙）	小乗浜前	608-01	B	3.0	1.6	2.0	2.1	1.8	1.7	○
仙台港地先（乙）	外港-3※	611-01	B	3.0	2.6	2.5	1.9	1.7	2.0	○
仙台港地先（乙）	蒲生-3※	611-02	B	3.0	2.7	2.5	1.8	1.9	2.1	○
仙台港地先（乙）	御殿崎-1※	611-03	B	3.0	2.5	2.6	2.6	2.7	2.2	○
二の倉地先（乙）	二の倉前-2	614-01	B	3.0	3.1	3.0	2.8	3.9	2.5	○
石巻地先（乙-1）	長浜沖N-2	618-01	B	3.0	2.3	3.0	2.3	2.2	1.7	○
石巻地先（乙-3）	雲雀野海岸沖H2	619-01	B	3.0	4.2	5.8	4.8	4.1	4.0	×
志津川湾（甲）	魚市場前	621-01	B	3.0	1.9	2.6	2.1	1.9	1.8	○
鮎川湾（甲）	鮎川漁港内	623-03	B	3.0	1.7	2.1	2.0	1.7	1.7	○
松島湾（甲）	港橋	601-01	C	8.0	3.3	3.5	3.3	3.5	3.2	○
女川湾（甲）	魚市場前	607-01	C	8.0	2.3	2.4	2.2	1.8	2.1	○
仙台港地先（甲）	内港-4内	610-01	C	8.0	3.3	3.2	2.1	1.8	2.5	○
二の倉地先（甲）	二の倉前-1	613-01	C	8.0	3.7	3.7	3.6	3.7	3.1	○
石巻地先（甲-1）	工業港入口	616-01	C	8.0	3.0	4.4	3.8	3.3	3.2	○
石巻地先（甲-2）	雲雀野海岸沖H1	617-01	C	8.0	6.1	6.6	7.0	4.4	6.9	○

※西浜、外港-3、蒲生-3、御殿崎-1については、アルカリ告示法で実施したものを酸性法に換算したもの



▼表 3-4-2-27 県内の水質自動測定局の概要

【環境対策課】

	測定局名	設置年度	測定開始 年 月	測 定 項 目
1	北上川登米局	S47	S47. 5	水温・pH・DO・導電率・濁度
2	北上川飯野川橋局	H12	H13. 4	水温・pH・DO・導電率・濁度
3	釜房ダム	S62	S63. 2	水温・pH・DO・導電率・濁度・クロロフィルa
4	七ヶ宿ダム	H14	H15. 4	水温・pH・DO・導電率・濁度・クロロフィルa

(注) 1～4国土交通省東北地方整備局

▼表 3-4-2-28 処理を開始している下水処理場の概要

【下水道課】

平成30年3月31日現在

処理場名	管理者	放流先	処理開始年 月	処理方法	処理能力 (m <sup>3</sup> /日最大)	処理水量		汚泥発生量	
						年間	日平均	脱水汚泥	含水率
						(m <sup>3</sup> /年)	(m <sup>3</sup> /日)	(t/年)	(%)
仙塩浄化センター	宮城県	貞山運河	S53.06	標準活性汚泥法・嫌気無酸素好気法	222,000	43,257,360	118,513	21,524	76.7
県南浄化センター		二の倉地先海域	S60.01	標準活性汚泥法	125,000	37,115,015	101,685	17,617	74.1
鹿島浄化センター		鳴瀬川	H04.04	オキシデーションディッチ法	8,800	2,404,680	6,588	1,780	80.1
大和浄化センター		竹林川→吉田川	H04.04	標準活性汚泥法	41,825	10,967,290	30,047	7,120	76.2
石巻浄化センター		旧北上川	H10.04	標準活性汚泥法	38,800	7,447,641	20,404	7,738	76.0
石巻東部浄化センター		旧北上川	S56.10	純酸素曝気活性汚泥法	25,300	4,103,881	11,244	4,978	78.0
石越浄化センター		夏川	H12.07	オキシデーションディッチ法	9,650	2,206,737	6,046	1,632	82.2
南蒲生浄化センター	仙台市	仙台湾	S39.10	標準活性汚泥法	400,000	116,310,571	318,659	80,522	76.0
広瀬川浄化センター		網木川→広瀬川	H05.04	2段式嫌気・好気活性汚泥法+砂ろ過法	16,875	6,060,150	16,603	4,120	77.9
秋保温泉浄化センター		名取川	S63.09	オキシデーションディッチ法	6,000	844,933	2,315		濃縮汚泥→南蒲生へ搬出
定義浄化センター		高見沢→大倉川	H10.03	回分式活性汚泥法+好気性ろ床法+砂ろ過法	400	27,064	74		濃縮汚泥→広瀬川へ搬出
上谷刈浄化センター		七北田川	H15.04	標準活性汚泥法+凝集沈殿+急速ろ過法	12,600	3,182,890	8,720		汚泥を南蒲生へ送泥
飯野川浄化センター		北上川	H12.11	嫌気・好気ろ床法	900	167,497	459		有機性汚泥→産廃処分
北上浄化センター		血貝川	H14.05	オキシデーションディッチ法	730	98,976	271	72	82.0
あゆかわ浄化センター	大崎市	十八成湾	H14.01	オキシデーションディッチ法	700	58,868	161	55	73.5
師山水浄化センター		立掘川→鳴瀬川	S59.04	標準活性汚泥法	20,250	3,911,986	10,187	3,287	73.4
鳴子浄化センター		江合川	H12.09	オキシデーションディッチ法	1,310	142,529	390	105	82.6
岩出山浄化センター		蛭沢川	H16.10	オキシデーションディッチ法	1,200	142,977	392	144	82.3
気仙沼終末処理場		気仙沼湾	S59.03	嫌気・好気活性汚泥法	9,800	2,598,338	7,119	1,379	83.1
津谷街浄化センター		津谷川	H14.4	嫌気・好気ろ床法	680	126,170	346		濃縮汚泥→産廃処分
佐沼環境浄化センター		大網排水路→迫川	H06.03	オキシデーションディッチ法	10,650	2,947,836	8,076	2,916	84.0
大関浄化センター	登米市	大関川	H14.04	嫌気・好気ろ床法	882	144,785	397		濃縮汚泥→佐沼へ搬出
豊里浄化センター		農業排水路→迫川	H10.03	オキシデーションディッチ法	1,830	341,245	935	369	84.2
津山浄化センター		平形排水路→北上川	H15.2	オキシデーションディッチ法	1,050	144,112	395	132	85.3
瀬峰・高清水浄化センター	栗原市	小山田川	H13.03	オキシデーションディッチ法	1,800	321,884	882	221	82.3
鶯沢浄化センター		二迫川	H10.03	オキシデーションディッチ法	1,120	245,668	673	147	82.7
関浄化センター	七ヶ宿町	横川→白石川	H02.04	オキシデーションディッチ法	1,043	200,804	540	85	83.0
山元浄化センター	山元町	高瀬川排水路	H05.04	オキシデーションディッチ法	4,900	832,450	2,277	486	81.8
釜房環境浄化センター	川崎町	碓石川→名取川	S60.07	オキシデーションディッチ法	4,950	1,038,447	2,845	719	84.0
青根浄化センター		新湯尻川	H12.03	単槽式嫌気好気活性汚泥法	380	15,176	42		濃縮汚泥→釜房へ搬出
松島浄化センター	松島町	高城川	H03.03	オキシデーションディッチ法	8,775	1,606,417	4,401	1,019	81.2
中新田浄化センター	加美町	鳴瀬川	H05.03	オキシデーションディッチ法	3,900	1,294,868	3,547	1,632	81.3
小野田浄化センター		農業排水路→鳴瀬川	H06.03	オキシデーションディッチ法	1,700	341,010	934	270	83.5
宮崎浄化センター		田川→鳴瀬川	H03.04	オキシデーションディッチ法	900	206,247	565	138	83.0
色麻浄化センター	色麻町	花川	H12.03	オキシデーションディッチ法	1,800	266,984	731	190	83.5
涌谷浄化センター	涌谷町	青木川排水路→定川	H11.05	オキシデーションディッチ法	3,350	545,215	1,493	435	78.7
歌津浄化センター	南三陸町	農業用排水路→伊里前湾	H14.03	嫌気・好気ろ床法	365	72,759	199		濃縮汚泥→産廃処分

▼表 3-4-2-29 下水処理場の流入・放流水質

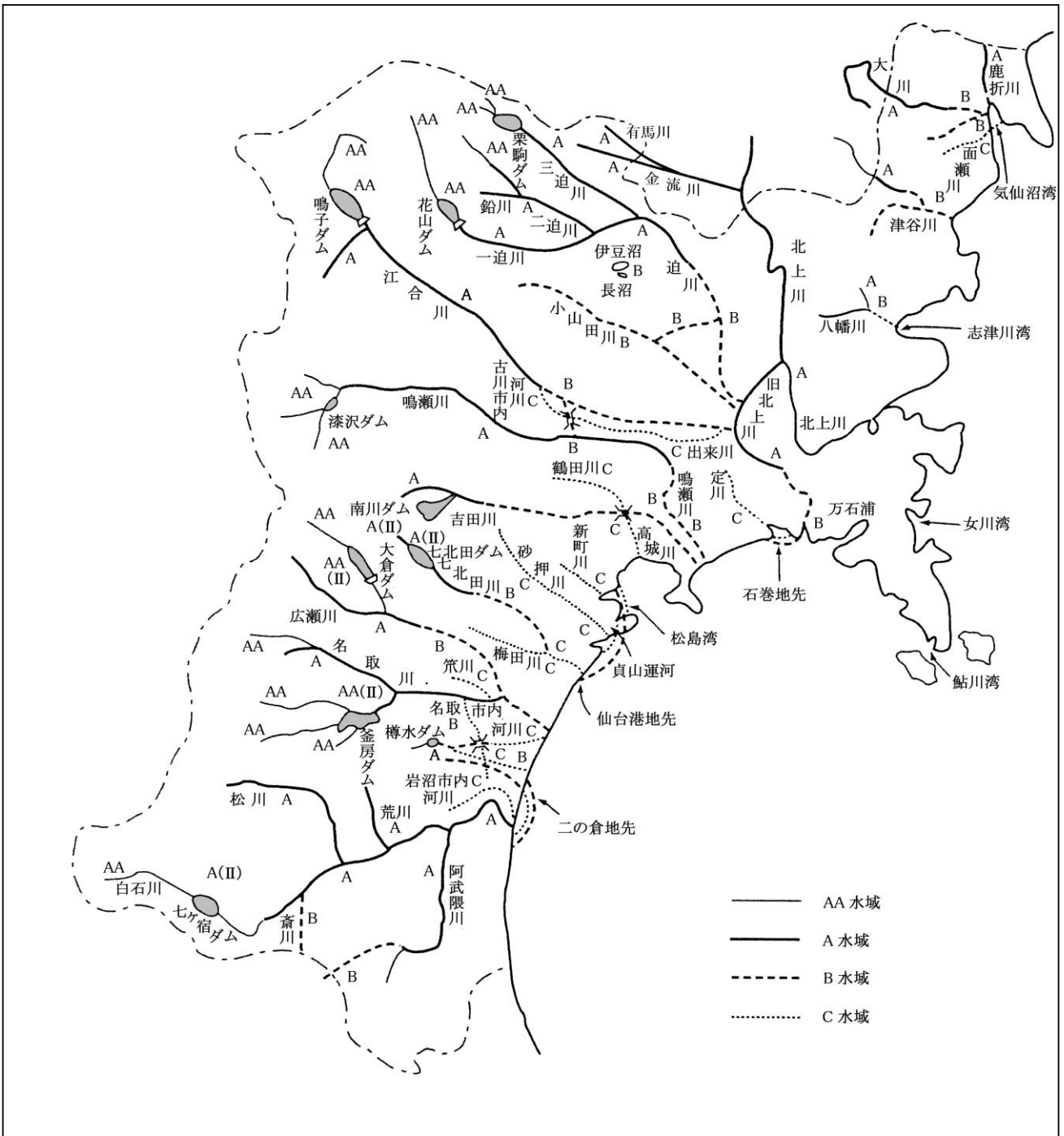
【下水道課】

平成30年3月31日現在

処理場名	管理者	BOD			SS			COD			T-N			T-P		
		基準値 15 (下法:計画放流水質の上限值)			基準値 40 (下法)			基準値 160 (水濁法)			基準値 120 (水濁法)			基準値 16 (水濁法)		
		流入水	放流水	除去率	流入水	放流水	除去率	流入水	放流水	除去率	流入水	放流水	除去率	流入水	放流水	除去率
		(mg/L)	(mg/L)	(%)	(mg/L)	(mg/L)	(%)	(mg/L)	(mg/L)	(%)	(mg/L)	(mg/L)	(%)	(mg/L)	(mg/L)	(%)
仙塩浄化センター	宮城県	200	2.1	99.0%	180	2.0	98.9%	110	9.9	91.0%	43	12.0	72.1%	5.3	2.0	62.3%
県南浄化センター		150	3.5	97.7%	150	3.0	98.0%	100	12.0	88.0%	41	21.0	48.8%	4.3	0.6	85.3%
鹿島台浄化センター		200	1.4	99.3%	180	2.0	98.9%	130	8.6	93.4%	42	2.1	95.0%	4.6	0.9	80.4%
大和浄化センター		190	2.0	98.9%	190	2.0	98.9%	130	9.7	92.5%	41	10.0	75.6%	4.7	1.7	63.8%
石巻浄化センター		270	3.9	98.6%	220	4.0	98.2%	150	16.0	89.3%	48	26.0	45.8%	5.9	1.0	83.1%
石巻東部浄化センター		290	5.5	98.1%	230	6.0	97.4%	110	13.0	88.2%	63	33.0	47.6%	11.0	3.1	71.8%
石越浄化センター		210	1.8	99.1%	180	2.0	98.9%	83	7.8	90.6%	37	2.3	93.8%	4.3	1.4	67.4%
南蒲生浄化センター	仙台市	170	8.3	95.1%	150	3.0	98.0%	94	14.0	85.1%	36	26.0	27.8%	3.5	0.9	74.3%
広瀬川浄化センター		230	1.0	99.6%	230	n.d.	-	140	5.5	96.1%	38	2.0	94.7%	4.8	1.5	68.8%
秋保温泉浄化センター		140	1.7	98.8%	100	1.2	98.8%	68	5.1	92.5%	17	1.7	90.0%	2.3	0.5	79.1%
定義浄化センター		510	0.8	99.8%	320	n.d.	-	250	7.6	97.0%	65	2.3	96.5%	8.7	0.4	95.3%
上谷刈浄化センター		250	2.3	99.1%	260	0.8	99.7%	160	12.0	92.5%	59	23.0	61.0%	6.5	0.6	91.2%
飯野川浄化センター	石巻市	-	14.8	-	-	19.0	-	-	20.7	-	-	41.2	-	-	-	-
北上浄化センター		223	-	-	185	1.5	99.2%	197	9.7	95.1%	45	-	-	-	-	-
あゆかわ浄化センター		248	-	-	223	1.6	99.3%	159	7.8	95.1%	41	-	-	-	-	-
師山水浄化センター	大崎市	170	5.1	97.0%	50	5.0	90.0%	67	14.0	79.1%	37	25.0	32.4%	4.1	0.6	84.4%
鳴子浄化センター		204	1.3	99.4%	129	1.2	99.1%	83	7.1	91.4%	47	3.5	92.7%	5.9	2.5	57.8%
岩出山浄化センター		203	1.2	99.4%	142	1.4	99.0%	94	9.4	90.0%	51	2.9	94.3%	5.9	1.4	76.4%
気仙沼終末処理場	気仙沼市	230	3.8	98.3%	230	9.0	96.1%	150	16.0	89.3%	62	34.0	45.2%	7.3	4.7	35.6%
津谷街浄化センター		242	7.0	97.1%	254	10.0	96.1%	-	23.0	-	38	30.4	19.8%	4.9	4.0	18.4%
佐沼環境浄化センター	登米市	230	1.5	99.3%	210	2.0	99.0%	77	7.1	90.8%	54	4.3	92.0%	5.4	0.9	82.8%
大関浄化センター		193	5.8	97.0%	160	3.3	97.9%	89	19.0	78.7%	49	36.0	26.5%	4.3	3.8	11.6%
豊里浄化センター		190	3.4	98.2%	220	2.0	99.1%	83	9.5	88.6%	60	8.3	86.2%	6.9	1.3	81.2%
津山浄化センター		227	1.5	99.3%	257	1.8	99.3%	115	6.0	94.8%	45	1.3	97.1%	5.0	1.3	74.0%
瀬峰・高清水浄化センター	栗原市	210	1.5	99.3%	300	2.0	99.3%	-	6.2	-	-	2.4	-	-	1.9	-
鶯沢浄化センター		190	1.4	99.3%	230	1.0	99.6%	-	5.4	-	-	3.1	-	-	1.8	-
関浄化センター	七ヶ宿町	100	1.7	98.3%	-	1.6	-	78	8.6	89.0%	26	5.1	80.0%	4.5	1.7	63.3%
山元浄化センター	山元町	183	3.0	98.4%	276	2.5	99.1%	90	7.9	91.2%	40	9.9	75.3%	4.6	1.4	69.6%
釜房環境浄化センター	川崎町	123	3.1	97.5%	145	3.4	97.7%	84	8.3	90.1%	27	5.3	80.4%	2.7	1.6	40.7%
青根浄化センター		73	2.5	96.6%	59	1.8	96.9%	44	4.4	90.0%	19	2.4	87.4%	1.4	1.3	5.1%
松島浄化センター	松島町	180	1.2	99.3%	170	2.0	98.8%	64	5.4	91.6%	41	1.5	96.3%	5.0	2.0	60.0%
中新田浄化センター	加美町	443	3.7	99.2%	201	4.5	97.8%	-	12.3	-	37	3.0	91.9%	5.1	0.4	91.8%
小野田浄化センター		190	1.7	99.1%	144	1.1	99.2%	-	6.4	-	38	1.8	95.3%	4.5	1.3	71.4%
宮崎浄化センター		178	4.4	97.5%	118	2.4	98.0%	-	9.0	-	34	6.9	79.7%	3.5	1.9	45.7%
色麻浄化センター	色麻町	185	8.1	95.6%	157	1.4	99.1%	94	7.9	91.6%	39	4.5	88.5%	4.1	1.0	75.6%
涌谷浄化センター	涌谷町	300	3.4	98.9%	220	2.0	99.1%	170	11.0	93.5%	-	3.3	-	-	1.7	-
歌津浄化センター	南三陸町	226	5.6	97.5%	206	5.5	97.3%	-	25.4	-	47	29.9	35.7%	5.1	3.9	23.5%

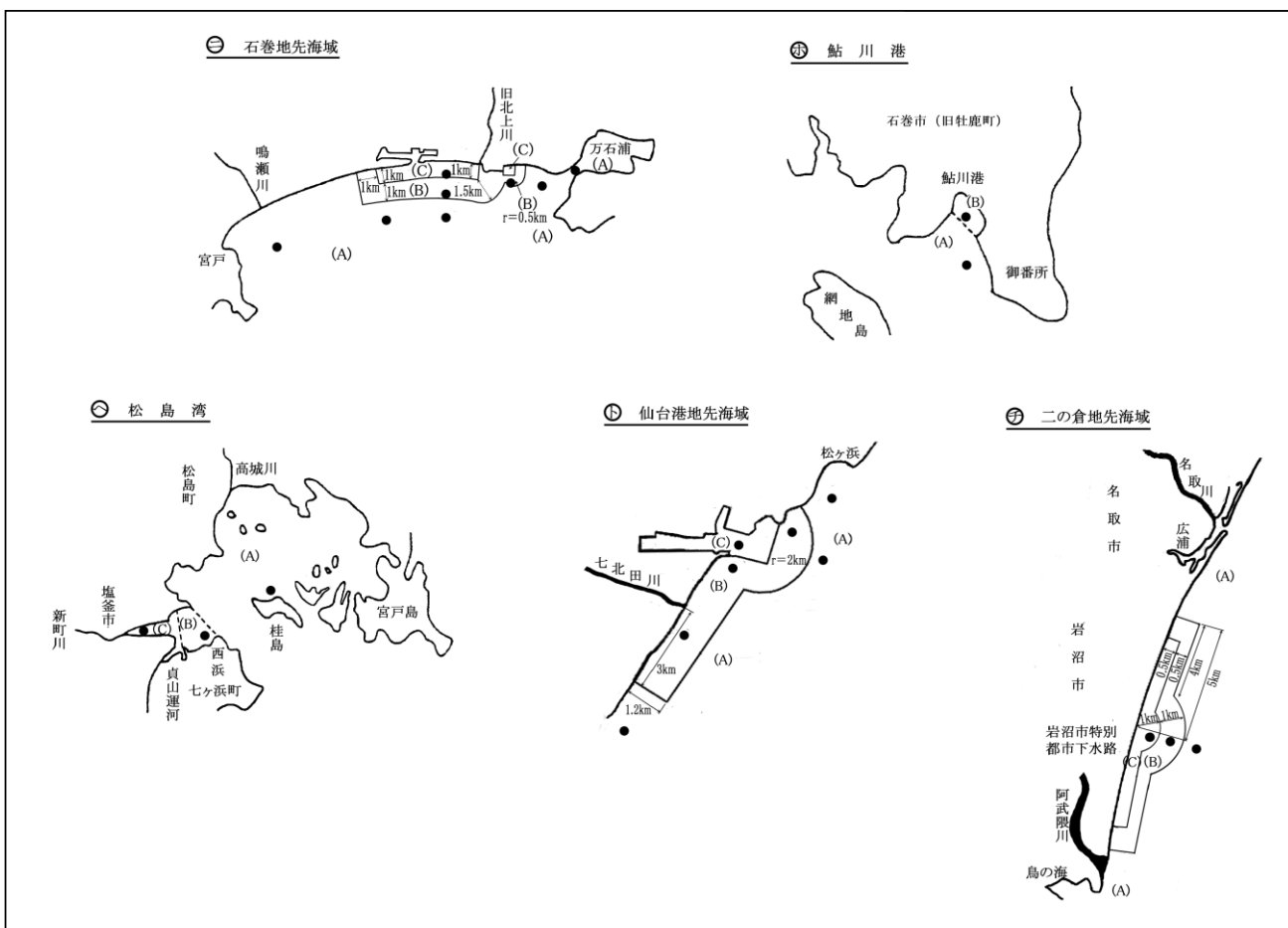
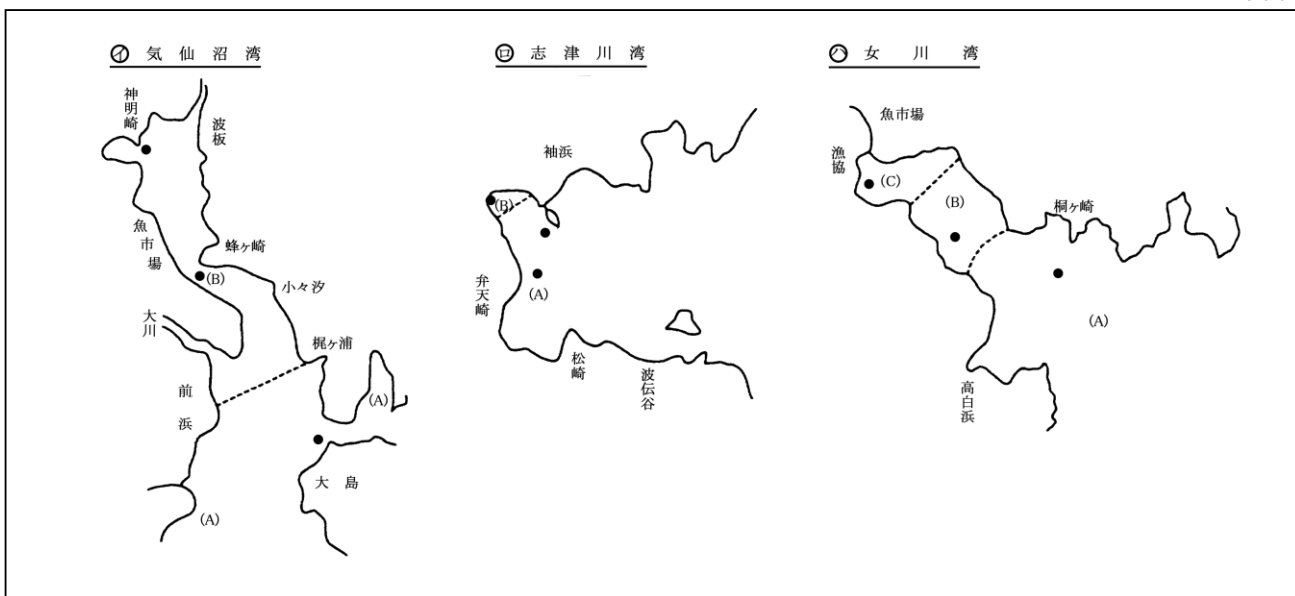
▼図 3-4-2-1 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定概要図（河川・湖沼）

【環境対策課】



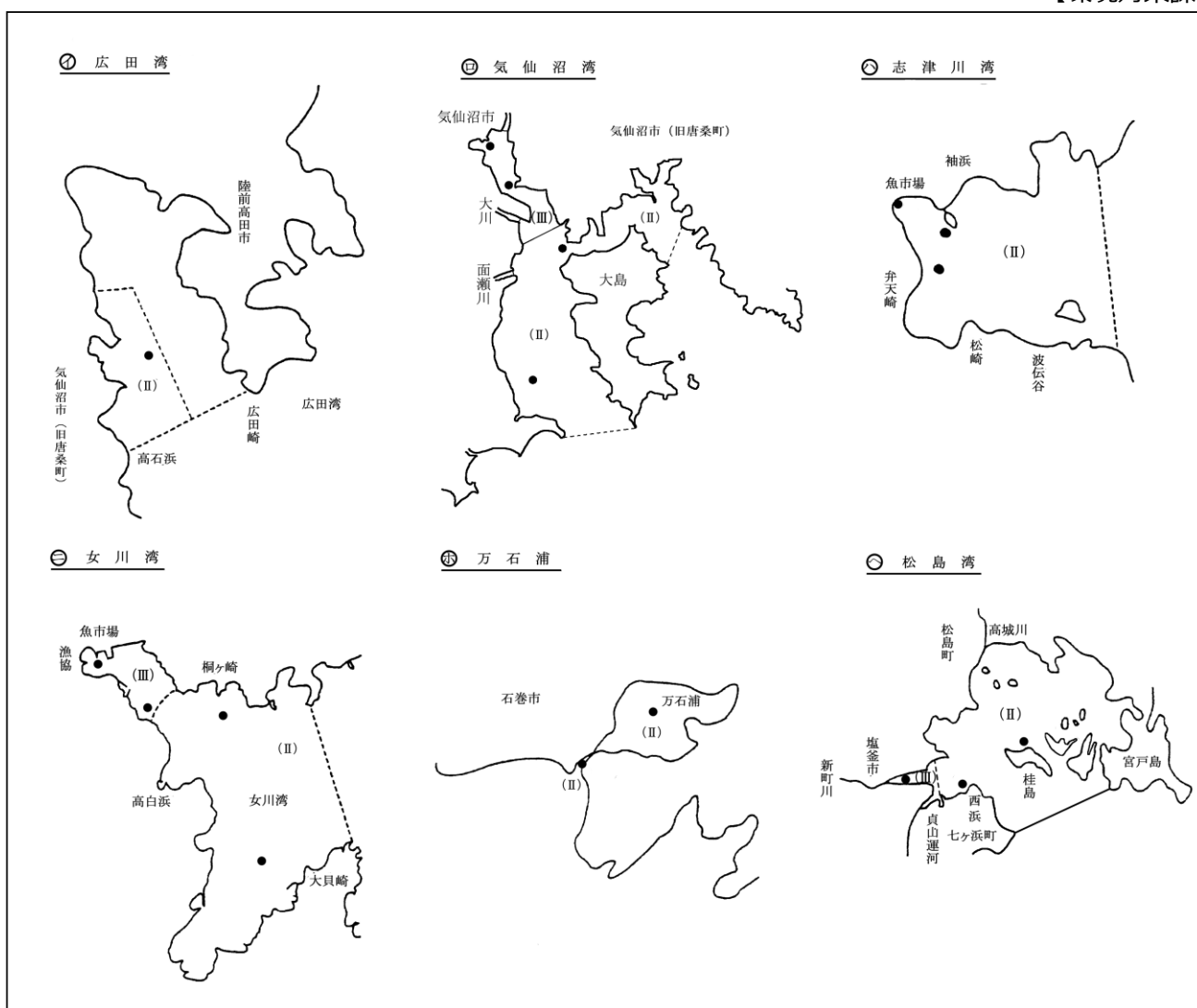
▼図 3-4-2-2 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定概要図（海域）

【環境対策課】

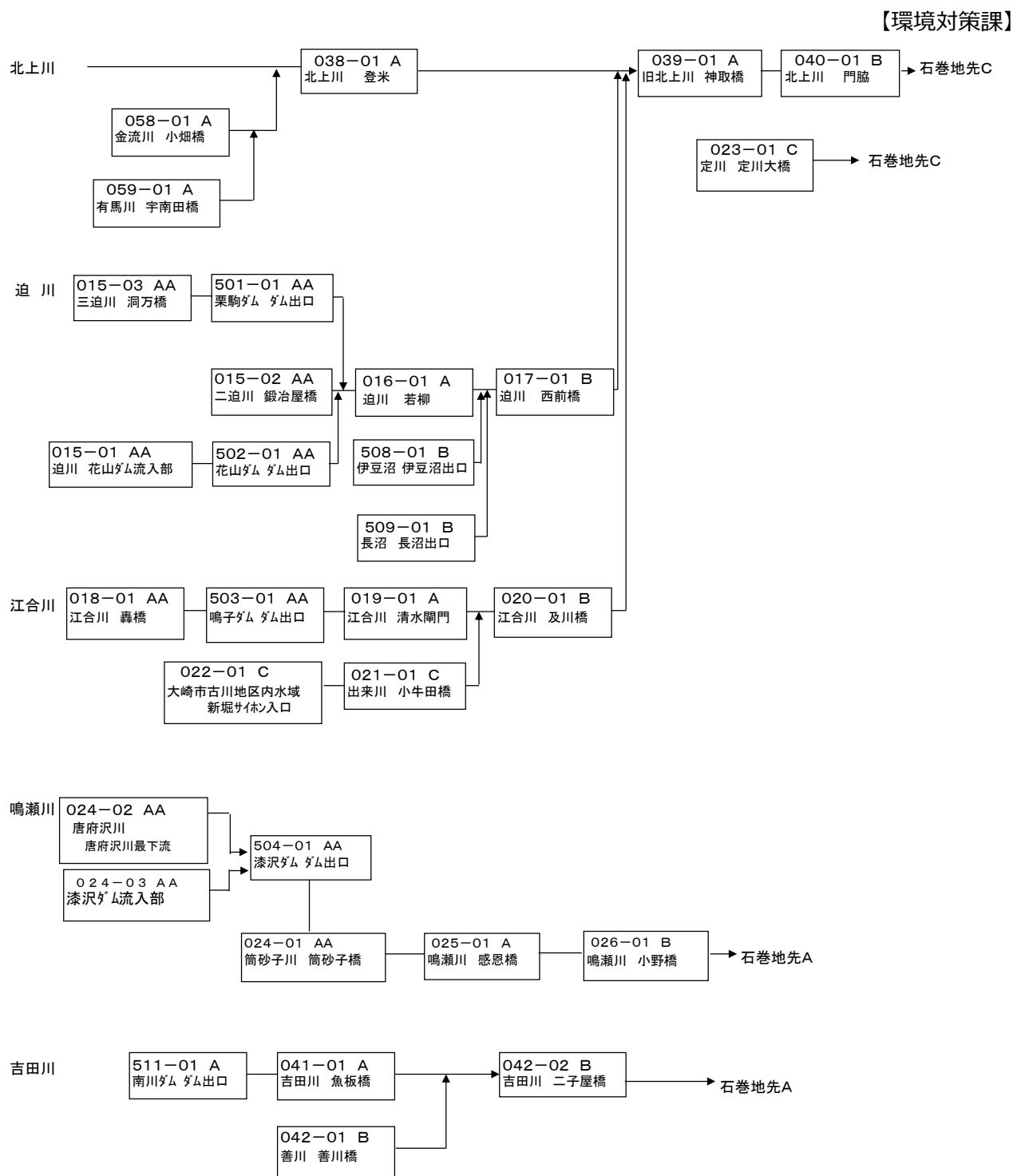


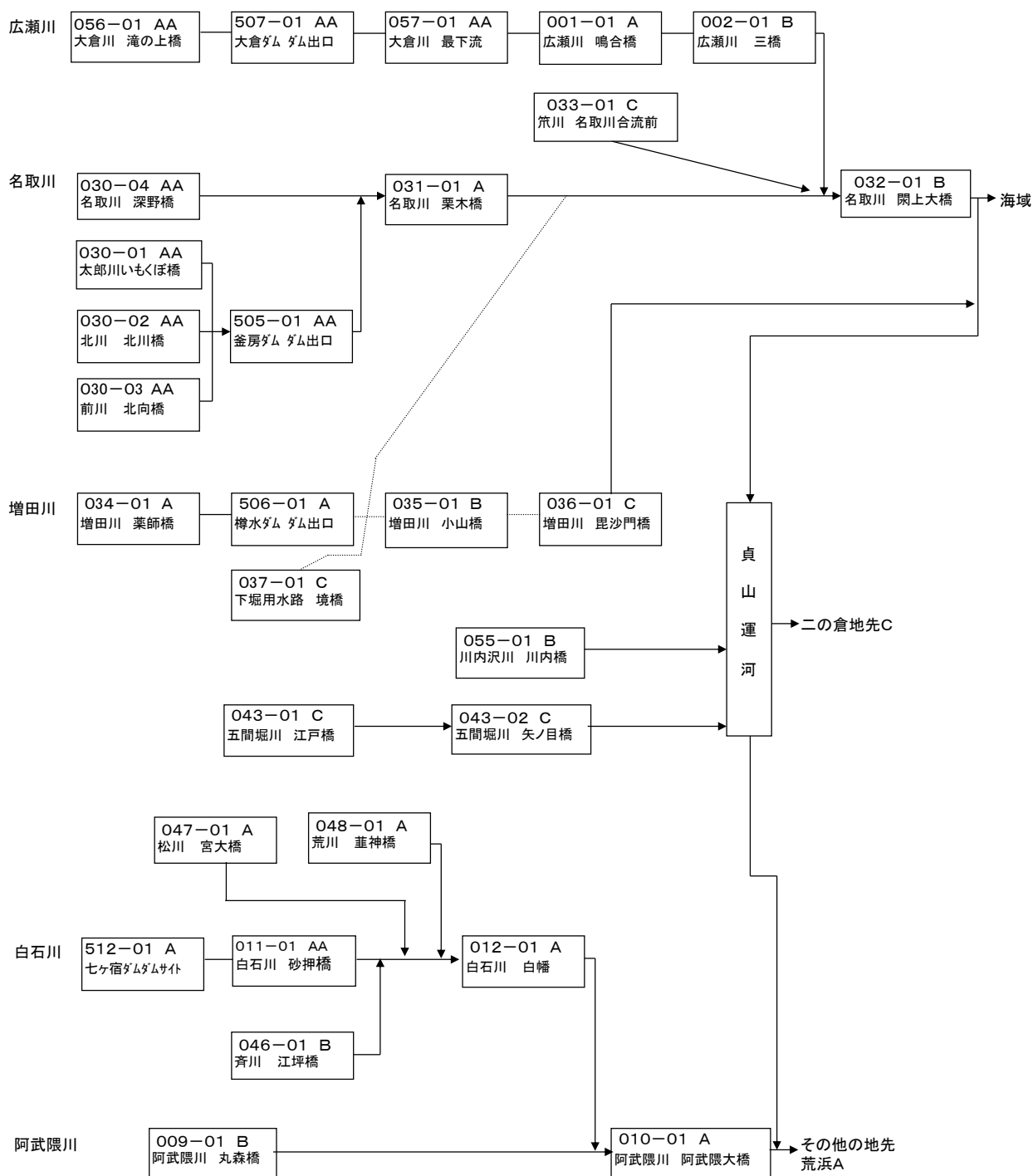
▼図 3-4-2-3 全窒素・全燐に関する類型指定概要図（海域）

【環境対策課】

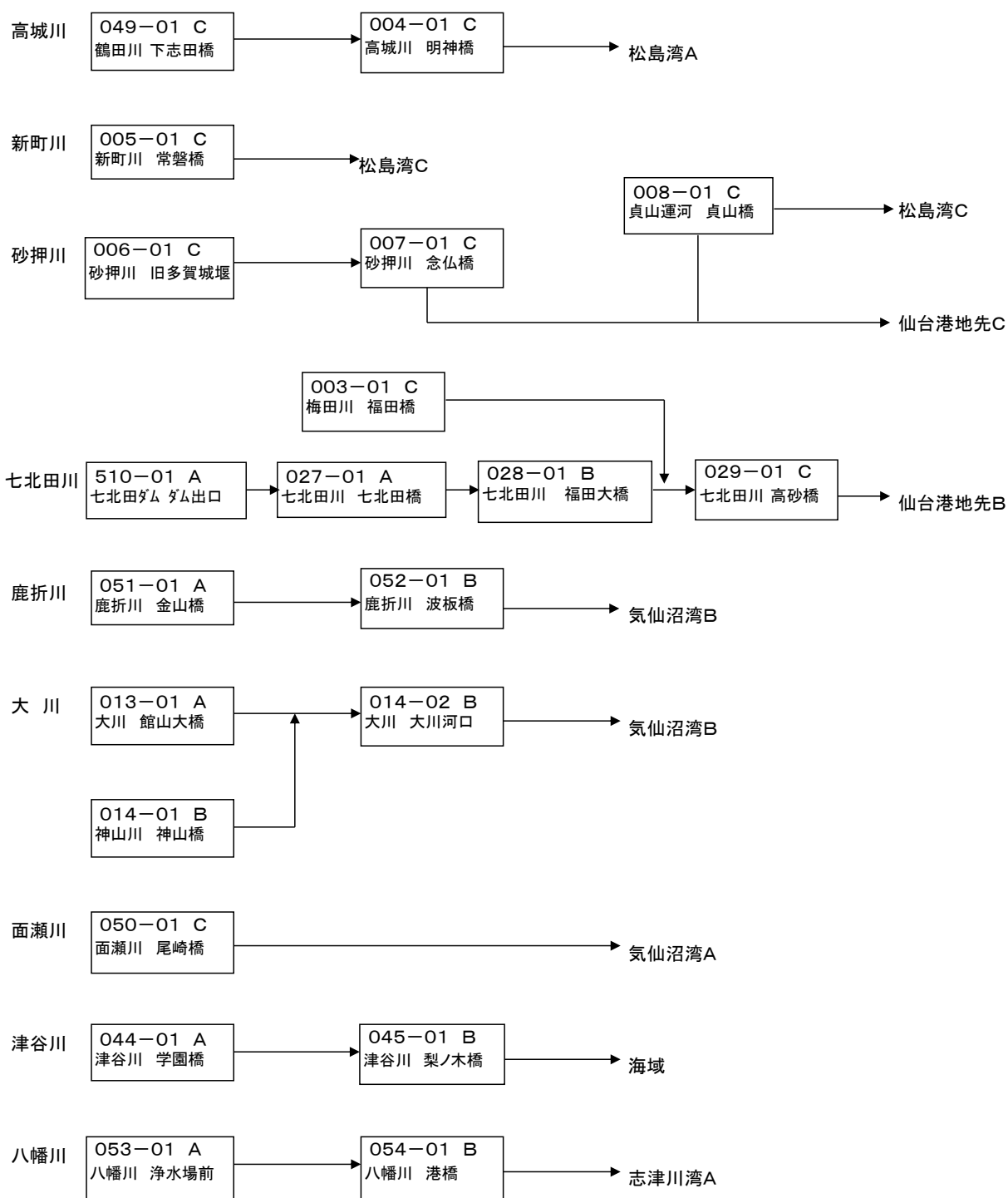


▼図 3-4-2-4 河川の流れと公共用水域環境基準点









第3部第4章 安全で良好な生活環境の確保 3 土壤環境及び地盤環境の保全

▼表 3-4-3-1 土壤の汚染に係る環境基準

【環境対策課】

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

(注)

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては告示(平成3年8月23日環告46(最近改正平成22年6月16日))に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。